

又又法印泓え行、以往障碍の災害無之様に修法の加持勤行可仕由被仰付、翌朝加持の勤行終て後大石土砂塵芥を持賦り、泓え入平地の如く埋候由、其後盲人成候弱輩者を直榮様不便思召、檢校の弟子御頼藝事を仕習ひ、御子様方の御相手に被成置、成長の時城久名元失念とやら稱し四分の坊官御執立被下候由、予幼年の比祖母語候を承候、其大石の背後染戸殿御屋敷には今以小池の様なる濕地見得申候。義長様御代切石の御入用有て此大石を割候へは色赤綿の様なる物割めより出候由、其綿今以御納戸御藏に有之由承候。

一御當家八代政光様御代甲州より八戸え御引移以來、御代々の御居城根城引續、御曲輪は東善寺の寺場にて御本城え間近、故東善寺の住寺は、朝夕御祈禱の勤行は云不及、毎日御子様方御祈禱の御加持參上、其外御夢違の御用被爲呼候由、其例依て直榮様盛岡御屋敷え御引越被成候ても、三ヶ寺替々御屋敷被差置候居所を坊長屋と稱、今御鐘御稽古所の邊也、信有様御代享保年中三ヶ寺より御屋敷御免被成下度山、内願依て願之通被仰付、御屋敷にて御祈禱御用有之時は盛岡え可被爲呼由被仰渡候。一直榮様御年若の比より太守利直様盛岡御城御用席え御出座御頼付、重直様山城守重

信様大膳太夫迄御三代の間御齡七十余歳迄御勤被成候得共、御隱居は不被仰付候故、義長様御成長至て御家御内々の御政務を御讓被成、御屋敷裏え御隱居屋と稱し御作事被成御移り、御他出の節は下御門より御往來被成、直榮様え御客も下御門より御出の由、延寶二年正月御遠行の御病氣御大切の比、信濃守行信様重信様御嫡子御見廻被成候時、下御門より御隱居屋え被爲入候由。

御二男頼母様御別家御作事の時御勝手通りの諸材木は、御隱居屋材木を御用ひ被成候由。

一南部御家廿七代利直様の御三男、彦九郎様え御知行二万石、御居城は花卷を被進、奥様は八戸左近様の御二女直榮様奥様の御妹也花卷え御入輿被成、御女子様御出生後奥様御遠行打續て、彦九郎様を盛岡御城え御引取被成候へ共、此方様御屋敷被成度と御願依て、直榮様御引取御成長被成、毛馬之内權之助殿え御縁與被仰付、御身廻御入用の御支度物は万事殿様より被進、御入輿は此方様御屋敷より被遣候處、權之助殿早世、付復此方様え御引取、御屋敷裏え御庵室を建被進、御剃髮の御法號を妙壽院様と被稱、御生涯中殿様より貳十人御扶持、此方様より十人御扶持被進、其外南部御領の在

町より走參の女差上候御禮金御所務被成候様と被仰付候故、一ヶ月五人七人づゝ走參の女其妙壽様え參上親里え歸候様被成下度由願上候、毎度御屋敷當番の御目付長屋え呼様子を尋里歸り不仕候て不相叶次第を聞届、親兄弟を呼女を渡し候へば、分限相應の御禮金錢差上候由、右の通故御屋敷當番の御目付は、走參女の詮義隠たはれ仕候と老人の咄を承候。

直榮様御隠居屋妙壽様御庵室の御屋敷御裏と斗承、其場は何方と申儀年若の時不心付老人え不尋候故分明無之候。

一御納戸御藏御武具御藏は、奥の御屋敷と御塀一重隔て其間近所有、信有様御代享保年中今、場所え御引移し被成候、前々よりの場所、其儘被差置候は、延享の火事、二の御藏被入置候御重寶の御諸具、皆無殘燒失可仕處、火災以前の御引移は、御家の御大幸也。

一義長様御代迄志和佐比内村並奥筋御知行の御物成米は、盛岡御屋敷え附賦御藏奉行と御臺所頭立合、請取納置候、御藏は今の御破損長屋の背後有、御藏奉行は御破損長屋、詰居御米の出入仕候、其比は御破損方と同長屋居候へ共、御藏長屋と稱候由、義

論様御代奥筋御預高御知行被差上候以後、御藏奉行不被差置候、佐比内の御物成米は御臺所頭受取候様被仰付、勤來候處、正徳年中の比敷、盛岡御町人願上候は、御臺所御用米は手前にて搗上可申候間、佐比内御藏にて御渡被下候様、爲替米被成下度由願候付、願の通被仰付御米藏御用も無之候故御破り被成候。

一御末御玄關前より御裏え往來仕候違塀の右傍、昔の御鷹部屋とて、枉葺御藏有、御鷹御停止以來御納戸預の雜々御道具被入置候處、御修覆も御めんどふ故享保年中御破被成候。

一前々より表御庭の右方石間の丁面御藏有、御數寄屋御用の御道具を被入置候故、御數寄屋藏と稱し來候、御數寄屋は御成御座敷の背後有之候由、義論様は御幼年にて御家督被成、當分御茶の湯御慰の御用も無之故、御數寄屋を御破、御用御道具は御納戸御藏え御移、御數寄屋御藏え御料理人預、御道具被入置候處、數年來の古御藏故零落仕候付、近年至て御破被成候。

一義論様の御袋様は北古九兵衛殿御娘也、義論様御遠去の時御髮剃被成、壽量院様と被稱、坊長屋を御駕籠部屋の方え繰下、其跡を御隠居屋料ひ御移り御座被成候、御玄

關は奥の御末御玄關と指向ひ有。

一御屋敷裏石間の御菜園場は、前々より下田覺左衛門殿屋敷也、享保三年當穩院様南大膳太夫重信様の御娘おけい様と被稱八戸御隠居御屋敷御調、翌年御作事御引移利哉様の奥様也利哉様御遠去の時御剃髮、同年十月御遠行以後御屋敷御破被成候。前々より御馬の乘責は御鑑の間御玄關前より御廐の前迄馬場被成、御臺所傍違板塀の左方御馬御覽の御假屋有之候處、信有様御代石間の御屋敷跡え新御馬場御普請被成候。

御下屋敷

一直榮様御代前々よりの御下屋敷下小路丁右方の寛文十一年御用地御取上爲代地、新城館の下にて表口長百三間幅六拾貳間の所被下候、義長様御代延寶六年八幡宮御勸請被成置候由。

一義論様御代元祿十一年當寶曆十三年より六十六年御下屋敷御用地御取上爲代地、天神の下鼻子ハナノコ被遣候、此時元御下屋敷の八幡宮を當、御下屋敷の御山え御引移し被成候由、此御

屋敷御普請始、御山え被植置候、隻手貳三本持賦に手の勞無之程の小木に候へ共、數年の間、段々致成木、延享年中御上屋敷御作事御用成候、諸木數多出申候。

御上屋敷焼失

一延享元甲子年八月廿三日卯、下刻御數寄屋御藏前の番屋より出火、西風烈敷、御成御座敷え吹付、火勢強、表奥の御屋敷不殘、御長屋も隅御二階より上下の御門御目付長屋限、御臺所御駕籠部屋奥御役人長屋午、中刻迄の間、盡焼終りて後東風變り、燒跡え吹戻候へ共、下火成候方え吹候、故檜山殿御屋敷えも御近所の御屋敷えも火埃かき飛散、危は見得候へ共、不類燒、此方の御屋敷も御數寄屋藏御武具藏、御納戸藏、御風呂屋破損、長屋御馬屋春木小屋より手明長屋迄不思議、殘申候、盛岡の御城下にて御新丸の御屋敷引續、御大家他より移、類燒とは違ひ不意の自火、御屋敷詰合の人數で消留と思ふても大河の洪水を手を以て塞くが如く、勢ひ強き大火え向ひ消べき様もなく、平日御近所出火の御試被仰付置たる主役より、先上々様御立退を一刻も疾と存候故、吁惜哉、常々御本屋御用被差置候、御諸道具牡丹間、御納戸、義長様御代御求被成候

和漢の儒書軍書將軍家の御記録諸家の雜書其外色々の板行書本入たる數十の御箱取出間なく悉焼失する其中火事以前武備誌と云大部の軍書は他所え被貸遣通鑑綱目と云大部の儒書は御次衆え被下此二部斗火災を逃て殘候由燒失の御諸道具御書籍は是非御求不被成して不叶御用あらば器物の物柄書籍の紙板行は昔より楚相ても代金を被遣御求被成候成安かるべし義長様御存生中御手被觸たる御書物と左近直政様御代被植置候御庭の御形見殘る大古木は萬金を以ても御求被成難き物也右の通影敷御損失絶言語程の御不幸の中御大幸五ヶ條有第一不慮の御自火候へ共上々様無御恙御下屋敷え御立退御屋敷詰合の諸士女中下々の男女迄燒死人疵負の者一人も無之事。

第二數万兩の此金ても御求被成難き御當家御寶物の隨一御什代の御太刀入候御箱前々より御居間傍の御納戸え被納置候處兼て被仰付置候御試相違して取出人不來故御勝手方は河助右衛門御納戸末崎見火埃飛降御納戸え行やうく御太刀箱を昇出無恙殘候事。

第三御納戸藏御武具藏え火不移手車え積て引兼程の御金ても御求被成難御家の

御系圖御先祖様方御頂戴の 繪旨口宣御教書補任狀並數十通の御文證御軍用の御武具不燒失事。

第四御隣家御類燒有之御新宅の御作事御差支有て二三年も假小屋懸同然の所御住居被成候義は不及申たとへ御屋舂半分燒候ても早速御修覆御成兼御手前様斗御作事被成候はゞ御笑止御氣の毒のみならず八戸殿火元にて手前の家も類燒して大迷惑仕候と其御家の申傳永火元の御名は残り可申候他の御類燒無之は御幸の一ヶ條にて可有之事。

第五夜更の出火候はゞ御屋敷詰合貴賤の中燒死人も半死半生の疵負も數多可出來處晝の火事故何も無恙事。

凡天地の間生する萬物皆始終の數限不有と云事なし勢州の兩宮諸國の神社佛閣も内裏も將軍の御殿も終數の御時節到來すれば炎上の災厄を遁玉はず況やそれより以下をや今度御家燒失も終數到來の御時運なるべし強悔可歎事あらず然共右五ヶ條の御大幸を得給ふは偏御屋敷鎮守の稻荷遠野諸神諸佛加護の冥力ならん乍憚御信仰の御厚志無御懈怠事を冀のみ。

一出火の始は風烈敷のみならず、地をすり付て吹候故、烟も火先も一向上え不見得故、御屋敷にても他所の出火かと疑間、大火成候故、御火消衆御役人衆御町人足火勢盛んの所え走着火を防、手立もなく何も見物して控居、午刻自然と火鎮、下火成て御町人足共焼炭え水を汲懸、未消終以前、燒御長屋跡の前え鹿料板を立並べ、表より無見入様に爲、圍表小路の掃除迄申、刻相濟申候。

一火鎮候て後、御差控の義被仰上候へ共、殿様江戸御座被成候付、江戸え可申上、由御家老衆より御挨拶被成候故、江戸より御左右無之間、御下屋敷御門並遠野御城御門々の小門を一人往來仕候程被寄置候處、九月中旬江戸より御差控御控御免の御挨拶申來候、由御家老中被仰渡、信彦様は御上屋敷御風呂屋え御移り、奥様は遠野御城え御引越被成候。

御作事御普請

一御差控御免の被仰渡有之、表御長屋假御臺所御作事御普請御取付被成候、冬え近時節故、隨分御急の御作事候へ共、盛岡大工は一人も不雇、遠野在町の惣大工不殘詰居、

晝夜細工仕假御臺所御屋上下の御門迄霜月中旬相濟申候。

一延享二丑年御本屋の内奥通不殘御料理の間、御居間、御納戸、御次配膳の間、臺子の間、野田源五左衛門様御娘鞆の間、御茶の間、御用の間、御小姓部屋、御作事霜月下旬相濟候、付奥様

野より御歸同月晦日御移徙。
一寛延二巳年、表書院小書院石爐の間、使者の間、花頭の間、色紙の間、御式臺、御鍵の間、御作事二月より九月上旬迄、相濟同五日御移徙。

一寶曆四戌年御成書院、菊の間御作事八月中旬相濟。

右三度の御作事、表奥の御座敷不殘以前の家より御不足なく濟申候、但牡丹の間は無、御作事不足候へ共、今度の御作事、以前無之花頭の間、色紙の間と云二間の御座敷出候故、牡丹の間、程結構は無之候へ共、御客對の御用、相濟候間、御座敷の數に不足は無之候。

南部廿六代の大守大膳太夫信直様御代、天正年中御一族九戸殿謀叛の時、御當家十八代薩摩守政榮様は信直様え御一味被成候付、三戸より八戸え御急用の御相談遲滯依て此騷亂鎮候迄、政榮様を三戸御城下被差置度由強て御頼被成、御城下御假屋

の御普請万事信直様より被成進候由、其例依て信濃守利直様御代、盛岡御城え御引移の節、左近直政様えも御屋敷被割出御作事も利直様より被建進由、其後直榮様義長様御兩代の御作事、利截様御代表御長屋の御修覆、奥通り御修覆、常穩院様御隠居屋御作事御入用の諸材木毎度御願被成候て殿様より被下候故、今度の御作事にも御願被成候處、御差支の儀有之由にて御願不相叶に付、志和佐比内村、遠野御山より諸材木伐出、川流に盛岡え引賦り、不足の材木は御調被成候故、以前の御作事諸材木の様結構なる良材には無之候へ共、御本屋不殘相濟候、以前より御不足は御臺所の本御作事斗、殘申候。

遠野古事記 中終

遠野古事記 下

御城廻並御城下近郷之神社

一 御本丸の八幡は遠野先領主の時勸請に候哉、直榮様御引越以後の御勸請に候哉、分明の説を不聞。

一 澤里殿門前傍に大藤あり、古説には遠野殿時代より小キ堂有來候へ共、何神に候哉不知、世俗の申傳に、釜石浦尾崎明神を勸請の社地故、尾藤明神と唱來候といへり、依之前々より有來るも、堂破壊の時御再營もなく被差置候は、尾崎の社に堂はなく古木の藤を神體と奉拜を以、尾藤の御堂も御再營なき乎、又一説に御本丸の鰐口に三島明神と銘あり、是は前々尾藤の御堂に有來るを被懸置候由申傳候。利截様御代新鰐口御奉納の時、古鰐口は御臺所役人の預りに成、御味噌藏に今以有之由、且又毎年東善寺より三島の卷數被差上候は、御先祖の内八戸に御座被成候節、三島明神之

立願ありて東善寺え被_レ仰_レ含候成就に依て御信仰厚く、毎年三島えの御祈禱被_レ仰_レ付候其例永く残り直榮様當所え御引越以後、御本城近所え三島明神を勤請の社地也といへり。右兩説の虚實分明なし、寶曆十年の夏、前々より有來る大藤のからまりたる古大木朽_レ倒れ候時、藤も根より折れ倒れ候得共、傍より根生の藤は残て有、直榮様當地え御引移以來、神社え御參詣の時は、御代々尾藤えも御參詣被_レ成候。

一多賀の社は、直榮様御立願有て正保四年始て御勸請被_レ成候由、其比の社地は今の社地より堤え上る小坂の右傍に有、其小祠零落に付、義論様御代元祿五年の秋、以前より社地を引下げ地形を廣め御再營被_レ成、御坂も舊坂より右の方及河屋敷の向え逢坂に作り、鳥居も被_レ建置候、享保年中、御坂を舊坂のことく御改被_レ成候。

一經谷ヶ澤の稻荷は、古説に、遠野殿時代より有來、社と申傳候、慶安年中迄、社の麓に家屋敷有、其比住宅の西村吉左衛門、並其隣家の子孫を始信仰の輩、京都え神位を願上、正徳元年十月、正一位大明神の宣旨宣命到着の由、問て曰、此社地を經谷ヶ澤と云由來如何、答て曰、予も其由來を不聞、近世の別當金剛院と云修驗、正徳年中御堂再營の時、有來る社地狭き故、兼て經塚の有場所とも不聞、切廣め候處に、小き川石え法華經

の文字を一字づゝ書候を數多堀出候に付、經塚と心附其小石不殘拾、集め、背後の方え埋め置申候、何れの世に經塚を此處え築置候哉、古人の語傳も無_レ之由、右之通經塚の麓に有、澤間故、經谷ヶ澤と唱來るにて可有_レ之哉。昔の世俗は、社の麓に不限今の西丁迄も經谷ヶ澤と申候由。

一成就院寺内の上の山に有、天神堂は、昔より有來る宮地には無_レ之候、新田殿家中當時、山上友右衛門屋敷に、誰の勸請と云願主の名も不知、天神の宮に、梅松櫻の古木あるを予幼年の比見申候、新田彌市郎殿より四代目の小十郎政武殿、享保五年六月、西丁より今の社地え遷宮の小祠也。

一坂の下丁御用御屋敷裏の稻荷は、直榮様當地え御引越の時、此屋敷を作田主水え被_レ下候由、其比勸請の社也、主水子孫小身に成屋敷御取上以後、數年過候て新田市郎兵衛代元町丁え屋敷を被_レ下引移候以後、先祖の由緒を慕ひ元町の屋敷え新に致_レ勸請、享保三年の春、御官位の願を申越候へば、吉田様奉_レの宣命には無_レ之、京都の稻荷御殿預正官より許狀到來、其文面は、

稻荷大神安鎮之事

享保三年歲次 戊 三月二十一日

正官御殿預 竈

右之通相見得候由。

- 一 八戸二十七代信彦様御隠居以後此屋敷御座被成候。明和二酉年、稻荷御官位の御願京都え被仰遣候、隨同年八月正一位大明神の尊號到來仕候由。
- 一 中館彦四郎屋敷の稻荷は、直榮様遠野え御引越の節、此屋敷を松崎大學え被下住居の比勸請の由、依之大學家は致斷絶候得共、他氏の子孫は今以參詣仕候由。
- 一 東善寺々内の疱瘡神は、直榮様御代御子様方爲御祈禱御勸請其時の御堂は寺社領十石現御寄附の由。正徳五年の冬、常隱院様信有様御疱瘡御煩の節御立願御清快に依て、翌年今の場所え新に御堂御建立御遷宮被成候、其後福田甚五兵衛さや堂造營被有候。
- 一 大日は、直榮様出羽湯殿山え御立願の旨を善應寺快盛法印え被仰含御願成就に依

- て、寛永二十一年十月、湯殿山え社領二十石善應寺え御寄附被成候。義長様御代貞享二年、湯殿山を御勸請被成、大日堂御建立、義論様御代元祿の始比拜殿御造營、毎年三月六日より八日迄三ヶ日祭禮あり、同十二年御遠行以後祭禮中絶、利裁様御代寶永三年より毎年三月十五日終祀被仰付候。御坂の石壇は、寶曆五年の春、新町上横丁三右衛門發起人にて同志の者共造立仕候。
- 一 山王は、義長様御立願成就の爲御報賽、慶安五年の春御勸請社領三拾石善應寺え御寄附被成候。
- 一 來内村の神明は、古老の説に、遠野時代勸請と申傳候、直榮様當地え御引移以後兩度御宮御再營被成候由、利勘様御代正徳元年、御城下並近郷の諸人別所え御遷宮を願上候に付、今の場所え宮地の御普請被仰付、御宮拜殿鳥居御建立、鳥居の前え別當並御宮境内の掃除人共屋敷を被割出、同年九月五日來内より御遷宮也、祭禮は毎年七月十六日より十八日迄晝夜神樂獅子踊あり、其後十六日十七日兩日の祭禮に被仰付候。寛延四年、新町善八發起人にて、御家中在町同志の輩神輿奉納、毎年七月十七日五町御廻りの御供に、町印屋鉢の遷物駒乘大神樂獅子踊等出申候處に、寶曆五年

の秋大凶作以來、三ヶ年に一度づゝ御回町也、此神輿五月七日の晝江戸御出帆、同日朝四時釜石浦え御着岸の由。

一六日町裏木ノ下に三ヶ月堂と云小祠あり、勸請の願主も不知往古より有來る社地也。其右傍に松ノ尾明神の社は、元文四年の春新町兩川覺兵衛後稱元智勸請、神輿も奉納仕、五町御廻り被成、其後御回町無之候。

一欠ノ下稻荷は、遠野御城代持の時文祿年中、欠ノ下茂左衛門知行所え勸請の由、享保十二年、別當並同志の輩京都え御官位の願申上、正一位大明神の宣命到着の由、前々の社地は場所も不宜候故、此時今の場所え社地を遷し御堂再營仕候。

一新張の熊野は、勸請の願主不知候へ共、遠野殿時代より有來、歟と云古説あり。

一興光寺村諏訪並熊野は、古説に遠野殿時代勸請の社と申傳候。

一横田村愛宕岩も、遠野殿時代勸請と申傳候、直榮様當地え御引越以後、延寶二年御堂御再營被成候由、地藏の尊像と御坂の石壇は、正徳六年新町兩川覺兵衛後稱玄無寄進也。

一瀧ノ澤不動は、常福寺十八世利天和尙正徳五年九月二十八日勸請。

一畑中の加茂は、古説に、遠野殿時代勸請の大神にて、社領もあり祭禮もあり馬も有之

山、其場跡は田畑に成て今は名計、殘申候。直榮様當所え御引越の時、當村並社地共に類家勘左衛門え被下候、其以前より有來る御堂大破に依て寛永十七年勘左衛門再營、其以後破壊の時直榮様延寶二年御再營、其後破壊に依て正徳二年利裁様御再營被成候。

一官代の八幡は、遠野殿時代勸請、社領も有て毎年八月十五日祭禮有之處に、領主没落以後御城代持の比迄、祭禮斷絶の由古老の申傳候説あり。直榮様當地え御引越右の次第被開召、寛永六年社領拾石御寄附被成、如前々祭禮相勤候様にと別當え被仰付候由、然共猿ヶ石川洪水の節參詣人難義仕候由被及御聞、寛文三年の春今の場所御普請被仰付御宮御造營被成、官代より御遷宮あり、祭禮毎年九月十五日に御定、祭禮始の流鏑馬射手は橋甚兵衛、奉行は橋市郎右衛門、總奉行は正部家作兵衛相勤申候、然共舊宮御祭禮八月十五日には如前々相勤可申由被仰付、御代參をも被遣、新田殿よりも代參被遣候處に、其以後御代參は相止み、新田殿代參斗り今以參候由、若官の祭禮に御旗は一本も無之候、元祿の末御慶様常隱院様御事なりより御旗二本始て御奉納、それより段々志次第奉納の御旗數本出申候。猿田彦の面は正徳年中一日市町六

右衛門常宇嫡子奉納仕候、神輿は延享二年一日、市町六右衛門常宇嫡孫同六兵衛常宇男奉納、毎年祭禮には馬場を御廻り被成候、元祿の始迄御神躰は無之候、義論様御代彌陀の尊像御安置被成候、大鐘治工盛岡住御奉納被成候、享保六年御堂戸前の鏡を捻切、御本尊を盗取候徒者、行衛一向不相知候ニ付、龜徳院様御信仰被成置候、彌陀悪心の尊像御作を八幡の御本尊に御奉納被成候處に、釜石浦鈴木屋治兵衛と申者、東善寺え内々願候は、私儀八幡の本尊奉納仕度念願有之、上方え申越比日着岸仕候、本尊並添神器の物柄柄存の外結構にて、釜石に奉納可仕相應の宮無御座候、依之憚多、願に候得共、遠野八幡え安置仕度奉存候、此段宜敷御執成被下度由願申に付、右ノ趣東善寺被申上候へば願の通被仰付、尊像神器を釜石より東善寺え持送り、享保十五年三月八日御遷宮、先達て龜徳院様御奉納の彌陀の尊像は秘佛に被成置、今度の御尊躰を御前立に被成候、治兵衛奉納の品々左の如し。

應神天皇御束帶尊像

三社御幡三流

大御幣二本

神酒錫一對

壇御鏡一面 臺添

御簾一枚

以上。

一新田・中館・澤里三家の屋敷に稻荷の小社あり、何も先祖八戸居住の屋敷に有來る鎮守の稻荷を、當地え引越の時勸請の由、中館・澤里の稻荷は近代御官位御昇進の願京都え申越、補任狀到來候由。

一坂ノ下丁清水傳右衛門屋敷裏に、往古より稻荷水神午頭天王の三社ありしと申傳候、古説斗にて勸請始の年月願主の名も不知、小祠もなく、數年來經たるに、此屋敷主度度出替り候故再興の願主も無之處に、中館三九郎後稱覺大此屋敷に居候時、元祿十四年三月再營以來、毎年六月十五日此天王え疫病災除の爲、祈願胡瓜胡瓜奉納の參詣人見得申候。

一一日市町うなん、古説の申傳ひに、寛文年中の比歟、年號不知四月始晝石倉丁小笠原善右衛門家當時工藤四郎出火、其時刻風狂ひ火先不定、諸方え飛火移り、焼る家の隣家に

も焼ざるあり、下小路丁も不類焼、一日市町の上筋穀町、大工町邊迄、拔々に三四十軒類焼の時、此御堂も焼失して、古き棟札無之故、勸請最初の年月願主の名も不知、往古より有來小祠と申傳候、予按するに、遠野先領主護摩堂館に居住の時、一日市町は城下近邊にありしを、當城え引移の節、當町も此處え引移すと云古説あり、依之考ふるに、町屋敷を割出す以前、此社は田畑の中、敷野原などに有來候を、他所え不遷除置候にて可有之候、町屋敷に成候以後、町屋の軒を潰して、勸請可仕事とは不被存候、愚按の如くならば、勸請の年數遙に久しき社地なるべし。問て曰、神書の中にうなんと云、神名不見得、神歟、佛歟如何。答曰、當町に不限在々にも同名の社あり、何も神共佛共分明の實説を未聞、前々より俗別當社の傍に居り代々御堂を見守り候へども、其差別を不聞傳候由、猶更近年其屋敷え別人引移り別當を勤候故、彼此永く相知れ申聞敷候。寶永二年御堂再營の棟札には、宇那大明神とあり、其後享保十五年御堂再建の棟札には、運滿虚空藏と有之由、神にもせよ佛にもせよ、當町に往古より有來る産社シメに候間、尊敬可仕事と存候哉、前々より町内の者共、毎年三月御湯を上げ來候は尤の事也。

一 義長様御代迄は、御家中の諸士伊勢參宮の御暇願上候得ば、被下候て罷登候中に、金子餘計持參の人は參宮に託け、京大坂西國筋えも見物に廻り、長々歸國延引仕候も有之、義長様御内々御立腹の時節、鷹木道庸後稱梁田仲庵參宮の御暇願上候得ば、先達て登候者の内參宮に託け、自分の慰に逗留の日數久敷、歸國延引主人え奉公疎略仕候義無調法の至に候、内々急度呵申度候へ共、參宮に付ての無調法故、今容赦差置候、向後勢州えの暇を願候者は、非番の日數に往來可仕候、左様に成難と存候は、盛岡、遠野にも神明勸請の宮は有之候間、それえ參宮仕候ても、志は可相達事に候由、被仰出候得共、道庸は勢州の神明え立願成就の報賽に參宮仕度數年の心懸故、非番の日限に往來可仕由願上登候て、當番の日限前に歸國仕候。右之通勢州え參宮の願御停止の被仰出には無之候へ共、其以後御家中より御暇願は無之由、老人の咄を承候。

一 延享三年四月五日、經谷ヶ澤稻荷山の神木栗根際より五六尺上より折れる、六月十二日御用御屋敷稻荷山の神木櫻折れる、同十四日御城大手御門前のさいかち折れる、同十七日多賀山の神木さいかち折れる、此四本何もうつろの古木故、天然折れる時節到來には可有之候へ共、大風も不吹に同年の内間もなく、打續折れ候義、怪數珍

事故、於多賀社四社の神々え御湯を被上候時、神樂獅子の舌裂候由、彼是當地に大凶變可出來前表の御告歟と諸人甚心を痛候故、三ヶ寺え重き御祈禱被仰付候處に向凶事無之候、是神力の守護なるべし。

寺院

一遠野御城代持の比御城下の寺院は、妙泉寺善應寺傳勝寺斗、古記に有て、諸村の寺院有無の儀は不見得候、古老の語傳し廢寺六ヶ寺あり。遠野殿時代領内に唯九ヶ寺可有之事とは不被存候、按するに遠野殿氣仙え没落の以後、氣仙の軍勢度々境めえ攻入候兵亂の時、在々の寺院或は放火に焼亡し、或は敵方の士卒陣屋に可用とて寺僧を追出し、違背するをば殺害して無住寺と成、南部様御手に入候ても、徒者不絶世間物騒にて諸人の心不靜故、廢寺執立の志ある僧も旦那も、再興の願を不遂年月を送る間の事にも候哉。古説に、昔當所にて寺院なき村里の亡者を葬るに、佛持の俗を頼所持の佛を棺の先に立て、葬候由申傳候、其佛は彌陀釋迦觀音聖德太子などの尊像也といへり、廢寺の本尊風雨に晒て朽損ずるを、近所の世俗見之不忍、俗屋え移し置たる人の子孫を佛持と稱し來る歟、當世寺院の中に、俗家に有來る佛を本尊

に安置せられ候もありと云説あり。直榮様遠野え御引越御領内段々靜謐に成候以後、廢寺を再興するもあり、且又其比は公儀より新寺の御停止無之時代故、寺院え遠き村々は新寺を建立仕候もありて、當世は御城下在々に寺院數多出申候、諸材木の求め自由にて世間豊なる時節建立の古き寺院より、近代再營の普請は何も内外の様子結構に見得申候、此以後修覆再建の時諸材木は追手不自由に成、世間は漸々困窮に成候間、住持も旦那も苦勞被察候。

廢寺の古説

一 九重山 横田村 積善寺

古老の説に、昔切支丹宗門嚴敷御穿鑿の比、諸國に有來候寺院の由緒を御改、無本寺の寺院は破滅可被仰付御沙汰有之由、諸國え聞得、無本寺の寺院は急に同宗の本尊を求め、或は他宗の末寺に成候も數多ある由、其後如風説、無本寺の寺院は何も廢寺被仰付候由、當寺も其節廢寺に成候と申傳候。東丁の外に會下と云所あり、當寺繁昌の比會下の僧衆居候學寮の跡の由、宗旨は天台宗の由申傳候、東丁未被割出以前

石倉丁より今の東丁え入口の右方に十王堂あり、東丁の屋敷被割出候時左方の屋敷裏え被引移候由、此十王も積善寺に有來木像廢寺以後風雨に晒朽候を見るに不_レ忍_レ人假に小屋同然の堂を造り移し置候にて可有之候、十王の木像は佛匠の細工とも不見得俗の粗細工かと思得候を、近所の童子共繩を結付引あるき散々欠損し候故、近年に至り金濱勘次郎と云人佛匠には無之候へとも自身新規に十王の像を彫刻して納置候。

一 鷄頭山 興光寺村 興光寺

村老の古説に宗旨は濟家宗の由、寛永年中當寺何世の住持に候哉内富の僧他領より贖錢をふく徒者來て住持を評し、入方の元錢金を出させ仙人峠の麓窟の中にて錢をふき、其窟より大槌え天然の匿穴ありて新錢を賦り出し、他領え舟にて遣候儀露顯致、其徒者被搦捕、御詮議の時、興光寺の住持入方の元錢金を出候由白狀仕候に付、住持え御尋被成候へは不存由陳じ被申候故、寺中屋探被成候處に眼藏に置たる大木津の中に新粒錢大分有之候に付、徒者は重罪の御仕置に被仰付、住持は三衣を脱し追院被成、其跡廢寺に成候と申傳候、贖錢をふきたる窟を今以錢ふき岩と申候。

一 大慈山 小友村山谷觀音 長福寺

廢寺の様子不知觀音堂棟札の略に曰、奥劔南部閉伊郡遠野小友郷山谷大慈山長福寺觀音堂は齊衡元_{甲戌}年慈覺大師の草創也、手自十一面觀音の尊像_{御長ケ五}を彫刻して安置、以來御堂破壞に至て其時世の願主再營して數百年來中絶無之處、元祿四年_{開基より八百三十八年}正月十七日の夜御堂燒失、此時内陣の彌陀藥師尊像並重き什物悉く燒亡す、然れとも觀音の尊像は灰炭の中に在て不燒傷、依之御堂再營の發起人に小友町平兵衛並當村他村の志ある百姓共金錢米穀を出し、普請に企ち其功成就して同年十一月遷宮云々、社領は往古より段々附來候由申傳候。

一 鞍迫山 鱒澤村鞍迫觀音 福瀧寺

里人申傳候古説に、傳教大師の御弟子圓仁_{慈覺大師と稱す}、回國の時仁壽二年遠野え來り一字の御堂を草創して、手自十一面觀音の尊像_{御長九尺九寸}を彫刻し安置したまふ、當寺の山號を鞍迫と號するは、山の形東西の峰崢嶸として凹鞍の形に彷彿たるを以て云爾、寺號は、御堂の傍に湧出る清泉あり、樋口より落る水は恰も京都清水寺音羽ノ瀧に不異、故に、福瀧寺と稱す。建武元年の秋_{開基より四百八拾餘年}、奥劔の國司北畠源中納

言顯家卿奥劔宮城郡え下向、當國御政事の御名代四人四方え別れて巡行したまふ、
其中に閉伊郡糠部郡は南部又次郎師行様、八戸御家四代御下向の御旅宿にて一夜の御夢
に老僧來て和歌を詠ず、

南より吹來る風は長閑にて萌え出るより榮ふ民くさ

御僧は何方より來りたまふぞと問たまへば、福瀧寺と答て御夢忽覺たり、夜明て其
寺當所_にありやと御尋候へ共知人なし、それより段々御下向の路すがら村里毎に
て御尋候へ共不知、遠野へ御到着の時鱒澤村に鞍迫山福瀧寺と云寺ありと御承知
ありて御參詣被成、寺領七拾石被寄附寺の門前より一町餘に鳥居造立、且又下馬所
を被定置候由、是より三百餘年を経て南部様御領と成り、山谷金右衛門と云侍馬上
にて當寺の門前を行る時下馬所を乗打す、寺僧立出制之候へ共不承引に付、寺より
僧侶大勢走出馬上より撞落す、金右衛門甚立腹して横田え行、御城代上野平清水え
讒言して寺領を沒收す、住持度々愁訴仕候へ共不承引、依之衆徒饑に苦しみ段々退
去て終に廢寺と成る、御堂近所の民堂寺の荒行を見る憂に不忍、御堂の四邊を時々
掃除仕候、其子孫代々別當と成、俗鉢に候へ共觀藏坊と號し、今以相續す、住宅の屋敷

は昔の福瀧寺の寺跡也と云り。萬治二年十月十八日御堂燒亡の時、觀音の尊像猛
火の中に在て佛鉢不燒滅、其外古代より相傳の寶物經文記録は悉く燒失する中に、
涅槃の像十六羅漢の像を畫たる大幅の掛物二軸不思議に火災を逃て、別當家に于
今相傳してありといへり、社領壹石餘作田氏より寄附也。

一 谷行山 平倉村大寺觀音 細山寺

村老申傳ふる古説に、當寺の草創は、承和元 甲寅年 寶永六年まで 慈覺大師一木七鉢
の十一面觀音を手自彫刻して遠野七ヶ村え安置したまふ、其一鉢の由、往古は山の
頂に御堂ありて野火の災に燒失、年號月日不知于時尊像炎中より飛出止る所が後の境内
とす、即ち今の大寺也、此時尊像に火傷の故障あり、其後御堂再營の節秘佛にして内
陣の奥に藏め、赤羽根源七新に十一面觀音の尊像 自在山東善寺 快翁法印作 を安置すといへり、
社領壹石福田氏より寄附也。

問て曰、右三ヶ村の觀音慈覺大師彫刻の年號を年代記にて見合候得は、細山寺の承
和元年より福瀧寺の仁壽二年迄年數十九年也、仁壽二年より長福寺の齊衡元年迄
三年都合二十二年也、此年數中大師遠野に長々御逗留可有事とは不被存候、如何。

答曰、三ヶ村の観音堂何も焼失と申傳候間、御堂草創の棟札も焼亡して不可殘、里人の語傳候年號は、後世の大師在世の時代を考ひ推量に書出したる年號を申傳候にて可有之歟、大師一代の年數を書たる古記に、慈覺大師は延曆十三年下野國都賀郡出生、傳教大師の御弟子と成圓仁坊と稱す、承和五年入唐して十ヶ年在唐、天台宗の奥義を極め同十四年歸朝、嘉祥年中四年に諸國を巡行して名山靈區堂塔造立數多あり、遠野七觀音も此時ならんか仁壽四年任延曆寺座主、齊衡三年、天安二年貞觀六年正月十四日七十一歳寂す、同八年諡慈覺大師、如此相見得候、此古記え三ヶ村觀音の年號を引合見候ては猶疑敷候へ共、今程分明の證據を可承様無之候間、七ヶ村の觀音は何も遠野の舊跡と心得強て相違を可疑事にあらず。又問ふ、世俗の説に遠野七觀音に一二三の列ありといへり、其次第は如何。答曰、一二三の列は、大師七觀音を造立の時、初中後の次第に依て列を定め、西國三十三番の札を打、巡禮其每堂相傳の添和歌に節を付て唄ひ札を納る如く、當地にても七觀音え參詣の時和歌を唄て札を納る七首の歌を大師詠じて置たまふと申傳ひ、昔は右の通に仕候由、七首の和歌は左の如し。

一番山谷寺

おく山やはちすか澤の觀世音佛の誓ひあらたなるらん

二番松崎寺

川つらや末まつ崎の觀世音餘にはもらさし六つの誓ひを

三番平倉寺

細山や野もひらくらの觀世音かけてそ頼むのりの此道

四番鞍迫寺

深山路やいつくなるらんくらま寺佛の誓ひ頼まぬはなし

五番宮守寺

平澤や月見ん里の觀世音法の蓮はいつも絶せし

六番栃内寺

大槻やいま邊の河の流れにも極樂へ行く誓ひなるらん

七番附馬牛寺

繩洞やさゝべの里の松風に萬の罪もきえ失る哉

又問、七首の和歌の題に何も寺とあり、山谷鞍迫平倉の外も寺山號は可有之と存候、

如何。答曰、四ヶ村の観音には何も古き棟札もなく、里人の申傳ふる古説も無之由、依之別當の寺院有無不知、四ヶ村の観音の様子有増の申傳ひ左の如し。

一松崎の観音は、里人の説に、當所の十一面観音は慈覺大師彫刻したまふ尊像の由、左の御手に持たまふ観音の小さき御正体は、其以前より此處に有來るを大師の作佛に持しめたまふと申傳候迄にて、古代の棟札も縁起もなく委き由緒不知由、社領二石の内一石は前々の御領主より附來る、一石は松田氏寄進の由。

一宮森の観音にも、古代の棟札なく、別當も度々替り候故、由緒の語傳ひも無之由。

一栃内の観音、里人の説に、本尊は何時何方え紛失仕候哉不知、御堂も痕象なく破壊して棟札も無之故、由緒一向不知、御堂の舊跡は此處と申傳ふる斗に候處に、元祿十四年巳年村の百姓共寄合御堂再興仕候。享保五子年、回國の佛匠當村え來て村の長共え本尊造立を勧め、志ある者共寄合、馬頭観音の尊像を彫刻して安置仕候由。

一附馬牛の観音は、里人の説に、遠野七観音の内七番目と斗、語傳、往古の御堂零落破壊の諸材木に候哉朽て苔蒸したる木の端、御堂の古跡に生茂る草むらの此處彼處にありしを幼年の頃見候と、老人語候を聞傳候由。観音の尊像何時何方え紛失仕候

哉不知、唯観音堂の古跡と云名のみ殘て由緒は一向不知、享保年中村の百姓共寄合御堂斗、再營仕置候處に、元文中淨法寺村の六部參詣仕り本尊無之を見て、村の長共を勧め、仙臺の佛匠に尊像を造らしめ安置仕候由。

一白鳳山 松崎村 養安寺

當寺は往古より數十代當村に在來る古跡の由、廢寺の様子は智光山善明寺由緒之記にあり、同村の観音は、養安寺開基以前より有來る古跡故、當寺の本尊には無之由。

一東禪寺村舊寺オキジラの古跡は、知識の名高き無盡和尚開基の由、此和尚より何世後の住持に候哉今の常福院の寺地え引移、其以後又三戸え引越の時、跡の寺を妙十山常福院と號し、東禪寺々領の内二十石此寺え被寄附候由。或人問ふ、舊寺の古跡に南部様の御先祖様御石塔並殉死の侍衆石塔の由にて往古より有來ると申傳候、御石塔古く今程は文字も見得不申候故、年號も不知、何百年以前より有之事に候哉、遠野は文治年中より慶長の始頃迄、阿曾沼家數十代相續の領知にて南部様の御領内には無之由承候、然るに當村に御石塔有之義不審也、如何。答て曰、虚實は不知、予が聞傳候古説に、足利將軍家の御時代、南部家十三代大膳太夫守行様、御老年には無之候得共

子細ありて入道被爲成、御法號を大勝院祖山禪高と被稱候、以後應永十八年六月奥
菟の國司職に被任候由、其頃の奥菟武士は、將軍の御下知に不從面々一己の武威を
震ひ、互に近隣の郡邑を奪ひ争ふ弓矢叢中の時節故、其騷亂を鎮る御仕置に守行様
當國え御出馬、段々御巡見靜謐の御下知被成、閉伊郡の海邊御通の時、釜石より大槌
え御移の坂にて不圖御頓病發り、麓にて御卒去被成、御尊骸を近所の庵え昇入れ候
由、其頃里人の密説に、國司の御通を狙ふ逆徒の射放す流矢に御中り御卒去に候へ
共御頓病と申唱候由語傳候と云古説あり、御尊骸を昇入れたる庵は今の曹洞宗光
岸寺也、御病發の坂を世俗御病坂と申傳候、御卒去の場所は五六尺程廻る杉一本あ
り。

南部三十三代の大守、大膳太夫利視様元文中閉伊筋え御出の節、御覽被成杉の
四方え柵を振置候様にと被仰付、當時は柵有之由。

守行様御末期の御遺言に依て御尊骸を金澤え送り、遠野東禪寺無盡和尚を招き御
引導の勤行相濟、御火葬終て御齒骨並殉死衆の齒骨を和尚手自拾ふて御供の御役
人衆え渡し、遠野え歸り寺中の境内え御墓を築て印の御石碑を建置、御回向被致候

由、應永十八年より當寶曆十三年迄、年數三百四十八年程也。御位牌は御尊骸を昇
き入れたる大槌の庵に有之候所に、其庵燒失の時、近所の百姓洞の兵部先祖の由御位牌を取
出し我家に暫く差置、其後己が宗旨金澤村濟家宗の庵え持行奉安置、其庵の寺號に
御牌名を用ひ大勝院と稱す、元文中太守様閉伊え御出の時、大勝院に御位牌有之
儀達、御聞、寺領十石御寄附の由承及候。

當世之寺院本寺山號

一 自在山 大和長谷小池坊末寺 東善寺 百十石

當寺は、八戸御家四代又次郎師行様御代、建武元年於甲菟新寺御草創師建山東善寺
と號し、御實方東氏の御舍弟堯養法印を開山の祖と被成候由、御當家八代薩摩守政
光様御代、明德四年、甲菟より奥菟八戸え御引移の時、當寺を御誘引被成、御居城根城と稱
す御廓に被差置、寺領百石被寄附候由、御當家十三代河内守政經様御代、康正三年四
月、田名部御出陣以後子細ありて山號を自在山と改號す。

直榮様八戸より遠野え御引移にも、横田の御城爲御祈禱、御發駕一日御先え發足、遠
野え參着の始には澤里殿屋敷より西方の小平地え假道場の小庵を建て引移り、寺

領百石被寄附候、其以後今の寺場え引移被仰付候由、小庵の古跡を世俗東善寺丸と申傳候。今の寺書院前の庭を流る、遣水は引移りの時より有來るにはあらず、八戸より引越四代目の住持快翁法印の代、寺務に暇の餘力ある時々、に下僕喜作を對手にして、手自鋤鋤を取堀たる土を簀え入て擔之山を築立る、其普請四五年を経て漸々成就す、此始には瀧口より流の末迄深く掘て水を湛へ、暑氣の時節は小船に棹さし珍客え酒興の馳走にせられし由、手傳の喜作老年に至て語候を予弱年の頃承候。

一 早池峰山 大和長谷小池坊末寺 妙泉寺 二百石

當寺の寺領二百石の内、文安年中、遠野前領主阿曾沼氏早池峰山え社領寄附、其後田三千疇紺野新左衛門寄進す、此高合百三十五石に候哉、慶長十二年南部信濃守利直様より如前々百三十五石御寄進被成候と御印紙に有之由、直榮様遠野え御引移の時、社領も一万二千五百石の内え入候故、如前御寄附被成、其後又三十五石と現米三十石兩度御寄進の由。

一 六角牛山 安房寶珠院末寺 善應寺 九十五石

當寺社領の内、二十石は遠野先領主の時代より附來候由、直榮様御引移被成候ても、如前々被附置、其後二十五石御寄進、寛永二十一年出羽の國湯殿山え二十石の社領も當寺え被寄附、慶安五年山王え三十石御寄進、合九十五石也。

一 自證山 遠野東善寺末寺 成就院 二十石

古説に、此寺場御城代持の比迄、稻荷別當万藏坊と云山伏居候屋敷の由、直榮様御引越以後、新田殿より山伏を他處え屋敷替爲仕、當寺を被移置候由、申傳候、寺領は新田殿寄進也。又古説に、當寺の麓に小谷池あり、世俗に元風呂と稱す、是は新田殿家中の風呂屋跡の由。

右四ヶ寺眞言宗

一金圓山 相模藤澤清淨光寺末寺 常福寺 九十五石

當寺は、御當家七代薩摩守信光様、正平二十二年、於甲笏神、大和守御退治の御歸陣以後、新寺御草創、西澤山神郷寺と號し、時宗淨阿後稱覺阿後稱を開山の祖とす。同八代薩摩守政光様甲州より八戸え御引越の時、當寺を御誘引被成、御居城の近所に被差置、此寺場根城の向寺領百石被寄附候由、其後寺山號を海浮山佛濱寺と改稱し、又金圓山成福寺

と稱す、右度々改號の子細當寺の縁起にありといへり、遠野え引越の以後寺號の成字を常の字に改め、常福寺と書直す。直榮様遠野え御引移の節、横田御城爲御祈禱、御發駕一日御先に東善寺と同道八戸發足、遠野え參着の始、寺場寺何方に候哉不知、寺領は三十石、其後度々御加附の寺領合九十五石の由。

門前の念佛堂は前々より不有來候、當寺十八世利天和尙享保元年の春始て建立、翌二年三月時鐘朝六ツより夜九ツまで造立、同六年十月千日、常念佛供養終り候へ共時鐘は不相替撞寶曆五年大凶作以來世間因究に依て相續申候、成兼朝六ツ時より夜五ツ限に撞き申候延享元年六月中旬、遊行五十一世賦存上人遠野え御到着の時、此念佛堂え慈光院と御名號被下候、其寫左の如し。

南部遠野慈光院開山興徳院開山興徳院覺阿利天和尙

大幅之六字名號

遊行五十一世他阿上人賦存令授與之者也。

如此御免許に候へ共、新寺御停止の差支に付院號は唱不申候。

右時宗一ヶ寺

一福聚山 加賀金澤宗徳寺末寺 大慈寺 七十石

當寺は、御當家九代左近將監長經様御代、應永十八年、御嫡家南部大膳太夫守行様秋田御出陣の時爲御加勢の御陣代御子實は御弟修理亮光經様御出張の御歸陣以後、八戸松館村え新寺御草創福聚山大慈寺と號し、曹洞宗の沙門寶山正珍和尙を開山と被成寺領百石御寄附被成置候處に、其以後暫く無住寺既に不及廢寺時節、御當家十四代但馬守信長様の御三男大樹正棟和尙を住持に被成置候、是を當寺の中興開山と稱す。直榮様遠野え御引移の時當寺も御跡より被引越候、始には駒木村海上に無住寺の虛寺ありて引移り、寺領五十石被寄附寛文中二當寺は應永十八年より寛永四年迄百十餘年八戸松館に居住故、世人寺號をば不唱松館と斗稱し候故、八戸御支配帳にも遠野え御引移り寛永十一年の御支配帳にも松館とありて大慈寺とは無之候、其後興光寺村の廢寺の跡え引移り被仰付駒木村の寺跡え一明院と云興山伏引移り子孫今以居中由興光寺村居住の時清心尼様御遠行正保元年六月四日御葬送の御廟所在于今、其後今の寺場え引移被仰付候由。

享保九年九月二十二日酉の刻、當時御佛壇の屋根より出火、本堂庫裡土藏衆寮廻廊山門不殘燒失、依之本尊佛具上々様御位牌諸且中の位牌什物の家財雜具悉く燒亡

す、其中に御佛壇の前に在りし過去帳は、觀月と云小僧手に提げ立退、其外書籍は火災を逃れ殘候も有之由御靈屋並隣寺は類焼無之候。

同月二十八日より庫裏作事普請被仰付、十月十九日移徙、同十三年三月山門御建立、同十四年春本堂作事普請被仰付、七月八日入佛。

一 貴福山 遠野大慈寺末寺 對泉院 三十石

寺領は新田殿寄附也、古老の説に、櫻馬場の左傍丸馬場の向ふの畑は當寺八戸より引越候始の寺地の跡也、其上の山の中段え死人を葬候故寺山と稱し候由申傳候、六十年餘以前迄は晒頭晒骨多く有之を予弱年の比見申候。按ずるに寛永四年八戸より引越の時、前々より此場所に虚寺ありて當寺を被移置、同十七年櫻馬場御普請の節今の寺場え引移被仰付候歟、寛永四年より十七年迄は年數十四年也、其間に晒骨多く可有様なし、當寺引移前の寺え葬りたる亡者の骨に可有之候、寺山の上に經塚を築置候も前々の寺ありし比住持の時に可有之歟と被察候。

一 寶林山 同斷 柳玄寺

古老の説に、當寺は御城代持の比より柳玄庵と稱し、今の會所屋敷邊に小庵あり、大

慈寺遠野え引越以後末寺に成り柳玄寺と改め、今の寺場え引移の由申傳候、當寺え往來の通路は新町の外橋際ウチノハシの左傍より川端に在り、寶曆四年戊七月二十四日來内川大洪水の時、往來の道欠落大慈寺門前の道を通路に仕候處に、同十三年未春當代の住持古通路再興を願上、如前々往來の道被致普請候、門前の小橋は大慈寺えの通路に前々は丸木の二本橋を被懸置候處に、寶永年中大慈寺の住持榮禪和尚輕き板橋に被懸替候。

一 久溪山 同斷 長松寺 鶉崎村

一 瀧福山 同斷 寶泉寺 志和佐比内村

當寺は同村館前に前々より小庵あり、寛文元年七月二十五日、直榮様の奥様御遠行御牌名松見院殿と號す、同村吉澤にて御尊骸御火葬の場所え、同年十月館前の小庵を引移し、被仰付寶泉寺と號す、其後直榮様義長様御尊骸の御焼場も其近所に候故、此爲御掃除料二人扶持御寄附。

一 連峰山 東山大原長泉寺末寺 常堅寺 土淵村

一 深澤山 遠野常堅寺末寺 慶雲寺 上佐比内村

- 一滴水山 同 曹源寺 松澤村
- 一天英山 同 喜清院 青笹村
- 一久澤山 同 光岸寺 栃内村
- 一清水山 同 西來院 平清水村

古説に、當寺の寺領五斗一升一合は、昔遠野殿時代平清水右衛門寄附以來段々無斷絶附來候由申傳候、寛文中の住持は鹿角御給人花輪内膳殿末子の由、利直様御代鹿角郡に御用ありて御出の節、内膳殿居宅御旅宿に被成御逗留中、亭主の娘御添臥に懐胎して臨産の近月に至り、御側衆迄右の次第内々申上候へば、男子にても女子にても其方手前に差置暫く養育御頼被成候由被仰付候處に、御男子御出生被成候間此由申上候へば、御幼名を彦六郎様と被命候、依之其比の世人花輪若公ワカと稱し候由、御成長に至り花輪彦左衛門重政様後被稱と御名改、御別家成之時御知行二百石外に現米二百八十駄、下小路丁にて御屋敷を被進御引移被成候處、大守山城守様御代慶安元年二月御家老七戸隼人殿病死家督の子息無之候故、遺跡知行二千三百石彦左衛門様え相續被仰付、御名も七戸隼人様と御改被成、寛文四年九月、大守山城

守様御卒去、御遺跡十萬石の内八萬石を以重信様え南部二十九代の御家御相續被仰付、從五位下大膳太夫と御叙爵被成候、御幼年にて花輪に御座被成候比、内膳殿末子久助殿は御同年にて御一所に御生立、御睦間敷御友達に御座候處に、重信様盛岡え御出の以後出家に成、數年關東に徘徊して歸國、平清水西來院の住持と成被居候、重信様下小路丁の御屋敷え御引移の比より、叔父坊の在所を御尋被成候へども一向様子不相知、南部の大守に被爲成候以後遠野平清水村の小寺に住職の由相達御聞、盛岡え被爲呼御對面被成御滿悅不斜、御城近所に新寺を御造營被成被移置度々御出逢被成度候へども、新寺執立ては御停止の事故不被任思召候、御城下寺院の内何なりとも望の寺え入院可爲致由被仰聞候へば、御懇情の思召難有奉存候、遠野にても城下の寺院より相續の義二三ヶ所より被望候へ共、諸士え出會に手膝を折話開六ヶ敷存、相對不仕候、猶更御城下え罷出候義一向望無御座候間御免被成下度と被申上候へば、只今住職の寺には寺領有之候哉と御尋に付、前々より五斗一升一合附來候由被申上候へば、其寺領斗にて万端不自由可被致候間五十石御寄附可被成由御意被成候へば、草庵同然の小寺に只一人の身を養ふに聊不足無御座候、寺領拜

領仕候ては百姓扱の世話に心氣を勞し却て迷惑に可存候、御免可被下由被申上候へば、左候は、現米を以て可遣候、一僕を召抱手自薪水炊の勞れを被休候様にと御意被成候得ば、重々御深切の思召難有奉存候、御米を申請候ては盜賊を招く氣遣の種と可成候間是又御免可被下候只今居住の在郷にて土旦那共を友として寝たり起たり手膝を彎る詰披の窮屈なく、無遠慮の徒雜談を酒菜にして擬つ擬れつ心の儘に濁酒を飲樂みは、五十石の寺領より遙に勝る大悅也、此外御用も無之候は、御暇を被下度と申上旅宿え下り、即日盛岡を立出平清水え歸寺、以後も度々被爲呼候へども病氣々々と申上盛岡え不出、天然の老命を被終候由申傳候。

一 岱岩山 遠野喜清院末寺 德昌寺 附馬牛村

一 照牛山 稗貫大興寺末寺 光明寺 綾織村

一 宮護山 遠野光明寺末寺 善正寺 上宮守村

右曹洞宗十四箇寺

一 鳳徳山 盛岡聖壽寺末寺 瑞應院 六十石

當寺は、直榮様の御娘おまん様松井左兵衛殿え御縁組、慶安四年十月御遠行聖壽寺

え御葬送御牌名瑞應院と被號候、此爲御菩提承應二年新寺御建立御牌名を寺號に被成寺領五十石被寄附候由、御當家二十五代利勘様の奥様は南部大膳太夫重信様の御娘也、遠野え御出の節爲御佛參、太守様方の御位牌を當寺えも被建置候に付、寶永年中寺領十石 現米 御加附被成候。

一 桂林山 盛岡東禪寺末寺 常樂寺 小友村三十石

古説に、當寺の寺領九斗は、遠野殿家中小友喜左衛門知行三寄附より以來段々無斷絶附來候由申傳候、御當家二十六代信有様御代、享保年中の住持祖懂首座の代、二十九石一斗御加附合寺領三十石也。

一 涼郷山 同斷 長泉寺 鱒澤村六十石三斗

當寺の寺領、遠野殿一門鱒澤長門守寄附以來段々無斷絶附來候由申傳候。

右濟家宗三箇寺

一 智光山 奥劔岩城專稱寺末寺 善明寺

當寺は、御當家十九代彈正直榮様御代、諸國行脚の僧淨土宗善明上人、八戸櫛引常安寺え到着、數日説法聽聞の諸人感心不斜、風説を、直榮様並御老親薩摩守政榮様 御隠

居御夫婦様被及御聞上人え數度御參會御歸依の御志深く御居城の御近所東善寺曲輪の向え新寺御草創上人を被移置文祿元年辰五月岩城專稱寺え寺山號の許容願直榮様より御添狀左の如し。

一筆致啓上候然は善明和尚と申僧被致諸國行脚當國え下着尊院の御末山櫛引常安寺寓居の處道底堅固の至致感心候依之居館於近所修造草庵爲致住居候此度寺山號御許容之頼願登山申渡爲差登候於御芳命は可爲本懷候恐惶謹言

五月十五日

八戸彈正少弼直榮在判

岩城專稱寺方丈

御役僧中御披露

此御書專稱寺に在于今と也。

此返簡に智光山善明寺と許容仕候由申來當寺の寺山號とす此時寺領五十石可有御寄附由被仰出候へ共上人固く辭退して御請就不被申上左候はゞ無縁にても五十石の寺格に被仰付候先々寺破損の修理再營共に御前より可被成下旨被仰渡候由。

右之通御信仰厚き寺故年始瑞午の爲御札登城の時御祝儀の御錫献上の例遠野え引越候ても不相替被勤來候處義長様御代遠野御在城の端五に登城の御觸有之候へ共病氣とて不登城又其後の端午にも差合有之不登城に付向後端五の御禮は御請被成間敷由被仰出年頭の御禮斗に成候由申傳の古説あり。

御當家二十二代直榮様八戸より遠野え御引移の御跡より善明寺二世雲外上人引越の時節松崎村に白鳳山養安寺と云古跡の寺あり數十代經る間に時々住持なく、虛寺に成り候節は近邊の土旦那共守之又回國の僧二三年住職する時もありて、三世迄は一向の廢寺とならず相續仕來り又無住持に成り三十年程の由同宗の古跡と聞得候間引移り被居候様にと被仰付當寺三十一世の中興開山と成り白鳳山養安寺と號し住職せられ候處に數年住持不定の古寺故破損の修覆をせず以の外零落して居住成難きのみならず横田え猿石川の流れを隔て洪水の時檀用の往來差支彼是御城下近所の寺場を願ひ今の裏町背後え引移の節八戸にての山號寺號に改候様にと被仰付候由其以後又今の寺場え引移り被仰付候由。

右淨土宗一ヶ寺

一 巖玉山 盛岡大勝寺末寺 傳勝寺

寛永年中の住寺は八卦の占上手にて直榮様御鷹野場にて御鷹度々剪行方不知時當寺え在所の占を被仰付候毎度考の方角え御鷹匠尋行無相違見出居歸候に付爲御褒美寺領二十石御寄附可被成由被仰出候へば難有奉存候出家は十方旦那の施物を得て生命を養ふ境界の身也御領内の四民より加持祈禱を被頼勤行の護符守札を遣す初尾にて飢寒を苦しむ愁もなく月日を送り候儀偏に御前の御養同然の難有御厚恩と奉存候間寺領の御沙汰は御控被下候様にと堅く被致辭退候に付其以後占の御用被仰付候毎度御初尾被下候由予幼年の比老人の咄を承候前々より盛岡大勝寺も當寺も行人派の由にて諸人行人の人を略し御行と唱ひ來候處に近世に至大勝寺上野御門主様の御末寺に成候に付兩寺共に行人の號は絶申候。

右天台宗一ヶ寺

一 放光山 宇治黄檗山万福寺末寺 感應院 十五石

對泉院門前に小庵あり庵主を黄檗宗の發心僧廓心主と稱し庵の側に千壽觀音安置の堂を建立す居之事數十年以後利勘様御代寶永二年御當家二十二代直榮様御

葬禮の御龕燒場の跡え觀音堂並庵室を移し候様にと被仰付裏町の背後え三間四面の觀音堂庵御造營の御普請相濟引移り候へども新寺新庵は公儀より御停止故宗門改帳えは觀音別當廓心と書上申候二世仙巖代始まで右同然に書上其後感應庵と書上候時も有之候由又其以後感應院と稱す然れども放光山と云山號は表立遠慮の子細有之由三世石雲代御當家二十七代の御隱居榮歸信彦様御歸依深く寺領御寄附被成度由當主義顔様え御願に付寛延二年寺領十五石御寄附被成候延享二年七月十九日夜深更に至て眞木小屋より出火過半燒失の火先庫裏え移候比近所の者共段々走り來候へ共防留可申様無之に付本堂の諸佛佛具寺の家財戸障子疊等大概賦り出候節不殘燒失仕候依之寺造營の諸材木葺繩願上申請九月下旬普請出來觀音並御位牌等被安置寛延二年本堂再建の諸材木地形壁土持賦の人馬願之通被成下七月普請成就入佛供養の勤行相濟申候。

右黄檗宗一ヶ寺

一 白泉山 京東願寺末寺 萬福寺

一 岩瀧山 同斷聞稱寺 綾織村

一日晴山 同斷 萬通寺 青笹村

一久城山 盛岡本誓寺末寺 西教寺 駒木村

右淨土眞宗四ヶ寺

諸宗合二十九箇寺

一或人間八戸御家の御元祖南部六郎實長様は、日蓮聖人え御歸依の御志深く、甲身延山久遠寺御草創の大旦那様と承及候、御子孫様甲身より八戸え御引移の御在所は不及申、遠野にも此宗門の寺可有之と存候、然るに當地に法華宗の寺院無之は如何、答曰、尤なる不審なり、御當家八代政光様八戸え御引越の時、久遠寺御弟子日崇と云出家を御誘引被成、新寺御建立遠光山身照寺と號し、寺領をも被附置候處に、三年過て遷化、其比は諸國兵亂最中の時代故、遠境の身延え後住の御願御通達難成、廢寺と成候由、依之遠野にも法華宗の寺院は無之候と老人の物語を承候。

又問、久遠寺御草創の節、寺領三十石御寄附被成候と申説あり、彌々左様に候哉。答曰、身延山の儀を記したる書籍の中に、御寺領三十石と申事は未見當候、享保年中予七面山え爲御代參身延え登山の時、御寺の役僧衆え御寺領の儀を尋候へば、日圓様

實長様より當寺え御寄進の御證文には田地の高は無之、東西南北の道法も無之、四方の大境計あり、其御紙面の寫身延小鑑と云板行の書物にも左の通見得申候。

身延の境の事

北は身延の嶽、東は寺平の峰、南は鷹取まで峰のあらしを境、西は春氣をさかひ也。

永仁參年十二月十六日

日圓 御判形

右境の山々は何も高山故、町間は慥に相知申事には無之候、大概の見積り東西三里餘、南北二里餘も可有之歟と申傳候由被申候、七面山え參詣の路次は皆大山計にて、田畑は一向見得不申候、久遠寺より十八町上の山中に奥ノ院と云大なる御堂あり、零落に付御再營の諸材木とて夥敷被寄置候を見申候、七面山より下向の時、久遠寺にて聖様御直談に奥ノ院御堂建立の諸材木は不及申、當山の諸堂寺院町屋等に至迄、修覆再營の諸材木他山より一本も不求、皆日圓様御寄進の山中より伐出し用候儀難有御事に候と被仰候を承り候。

又問て曰、政光様甲身より八戸え御引越法華宗の新寺御草創の住持遷化、後住御招

の義亂世故身延え御通達難成廢寺に成候由以前の御咄にて致承知候其以後身延え御進返の御書通御使者等の御再興は誰様御代よりの事に候哉。答曰政光様奥勃え御引移以來御子孫様御代々打續亂世に依て御通路御中絶に候哉直榮様御代迄其御沙汰無之處に義長様御家系御精思召立の節身延の儀御疑敷事ありて久遠寺え御尋の御書通始て被遣候比實長様御子孫の義被仰越候由其以後義長様江戸え御登の時聖人も江戸え御出府にて御對顔被成それより以來御書通の御進返は有之候へ共御使者爲御登被成候儀は無之候。元祿十二年五月義論様御大病の節七面山え御立願の御使者に鳥屋部六右衛門千葉勝右衛門祖父爲御登被成是身延え御使者の始と承候。寶永年中利哉様江戸え御登りの時も聖人御出府の由谷中の瑞林寺當寺は久遠寺の末寺にて聖人江戸え御出府の御宿坊故前々より身延え御書通御進返の取次被成來候より爲御知に付瑞林寺え御見舞聖人え御對顔聖人も此方様御在府のあたごの下の中屋敷え御見廻被成候へ共御出會不被成御座敷無之故御他行の由御取次衆申上被仰置候由信有様も御書通は如御先代御取遣被成候に付久遠寺三十四代見龍院日裕聖人御住職の爲御知申來候に付御祝儀の爲御使者田中三右衛門十左衛門祖父身延え被遣候六右衛門三右衛門

登山の比迄御當家を實長様御子孫と計御承知にて御正統の御嫡家とは無御存知故兩人えの御會釋等閑に有之候由其子細は當御山より出板の身延小鏡と云書物に實長様より御二代目波木井彌六郎長義身延え被納置候證文の寫あり。

身延山之御事は故入道殿境をたて、寄進之上は別之子細不可有子共等此旨を存努々緩怠不法之儀不可有末々迄所禁也。

正和元 壬 亥年正月十六日 日教 在判

此御本書は實長様御寄進の御證文と一所に御寶物入の御長持え被納置候を、予登山の時拜見仕候身延小鑑に長義の御子孫十代餘の御名あり此御嫡流の御子孫とて身延の町に波木井氏の浪人代々久遠寺より小御扶持米を被下身延山の繪圖と身延小鏡と久遠寺より板行御免にて此商賣と傘灯燈等の張替を渡世にして、幽なる身上に候得共久遠寺の方丈え五節句並重立つ規式の惣目見には此仁最初に被出候由。

此方様の御系圖に實長様の御子は彦次郎實繼様の外に彌六郎長義と申御名は不見得由承及候或古説に彌三郎様と申候て實長様の御二男ありと申傳候由老人の

咄を承候へ共是も御系圖には無之と承候、兩説共に御系圖に見得ぬ御人を有る様に究めかすましく口外え出すは恐れもなき不遠慮之妄言と、世評の誹判を招人事を不知にはあらねども物堪ひならぬは老耄の癖病と、此徒咄を耳に不止、聞捨て必他言すべからず、此方にて申傳候彌三郎様は身延小鏡の彌六郎様を唱ひ過り候歟、又那方にて三の字を六の字に書過り候にて可有歟、五代政長様の御代年始御祝儀御列座の圖に實長二男の後裔左近實重とあるを以て考れば、古説に云彌三郎様の御子孫にて可有之と存候、身延小鏡に見ゆる彌六郎様も御二男と不可疑、然共久遠寺にある御證文の御紙面は慥に御嫡子と相見得御二男とは不見得と云人あり、予熟々按ずるに、從實長様境を定て御寺領を被附置候御證文久遠寺え被納置候上に、御嫡流の御子孫様御代替に改て可被相出事には無之候、實長様より御二男彌六郎様え御分與の御譲り御知行御山の境近所にて向末境論の出入無之様にと、御孫え禁制の御遺書を後代の證據に久遠寺え被納置候と見れば、御二男と云に疑は不可有、御嫡家八代政光様奥劔え永御引越の時彌六郎様の御子孫は無據故障ありて奥劔え御下向不被成、甲劔に御殘、御浪人に被爲成候を、身延にて實長様の御嫡流と申

傳候にて可有之歟と存候。

一 其後日裕聖人より此方様御家實長様御後裔の御由緒御尋の儀申來候に付、享保四年八月西村吉左衛門後中館金右衛門と改稱身延え爲御登被成候節、被仰遣候覺書の略書を奥に記す。

實長様久遠寺御草創の御普請終て、聖人より實長様え御禮の御書簡被遣候、是を地引の御書と申傳候、此方の御家にも身延にも御相傳の由、其御書面之寫。

坊は十間四面にまたひさししてつくりあけ、二十四日に大師かう並延年心のことくつかまつりて、二十四日のいぬゐの時御所に參會して三十餘人をもて一日經かきまいらせ、並申酉の刻に御くやうすこしも事ゆへなし、坊は地ひきやまつくりし候しに、山に二十四日一日もかた時も雨ふる事なし、十一月ついたちのひせうはうつくりむまやつくる、八日大坊のはしらたて、九日十日ふき候了、しかるに七日大兩、八日九日十日はくもりてしかもあたゝかなる事春の終のことし、十一日より十四日までは大雨ふり、大雪下りて今にさとにきへす、山は一丈二丈ゆきこをりてかたき事かねのことし、二十三日、四日又そらはれてさむからず、人

のまいる事洛中かまくらの町のさるとりの時のことし、さためて子細あるへきか、次郎殿等の御きうたち、をやのおほせと申我心にいれてをはします事なれば、われと地をひきはしらをたて、藤兵衛右馬入道三郎兵衛尉ら以下の人々一人もそらくのきなし、坊はかまくらにては一千貫にても大事とこそ申候へ、たゞし一日経はくやうし、さして候、其故は御所念の叶せ給て候ならは、くやうしはて候はん、なにと申て候とも、御きねんかなわすは言のみ有て實なくはなさいてこのみなからむ今も御らむせよ、此事叶すは今度法華經にては佛になるましきかと存候はん、叶て候わは二人よりあひまいらせて供養しはてまいらせ候はん、神ならはすはねきからと申、此事叶すは法華經信してなにかせん事々又々申へく候あなかしこ。

十一月二十五日

日蓮 在御判

南部六郎殿

是より西村氏身延え登山の節口上覺書の略記

覺

一日蓮聖人様身延山御改基の節、南部六郎實長え被遣候御狀の寫一通、此方家に所持仕候、則地引の御書と名付置申候、何れの時代より寫に仕致所持候哉、此段不申傳候、御山に御本書とやらん御寫とやらん御座候由傳承候、何れにても拜見仕引合見申度と若狹存候に付寫取て罷登候、但右御書の内郎殿等の御公達と御座候は、彦次郎實繼事にて此方家の二代目に御座候、右御書の内藤兵衛右馬入道三郎兵衛尉等以下の人々と御座候は、實長の家士三上藤兵衛長富、福士右馬入道長忠、橘三郎兵衛光朝、此時の御普請總奉行仕候由、就中橘三郎兵衛其比老躰に御座候故山中は小脇指可然と實長被仰小脇指_是被下候、御普請相濟候以後御寶前え奉納候由、其後光朝が孫民部行廣と申者、當時の聖人様え神慮に相背申間敷候はば申下し重代の家寶に仕度由願上、聖人様より蒙御免右の小脇指頂戴仕數代持傳候處、康正年中奥羽田名部と申所に凶徒有之、此方家十三代河内守政經致發向追却仕候節、難風に逢、船中にて軍士爲祈禱銘々身附の重寶海中え打込候時、橘民部行廣末孫橘豊後行末と申者、彼重代小脇指海中え打込候由、就は難風靜に成、敵城え押寄早速攻落、歸陣之比先日難風に逢候所にて海面忽動搖仕候に付、諸人怪み見申所に鱈魚彼小脇指を口に含

み豊後が乗候船中え落入候由申傳候右小脇指行末が末孫橘甚兵衛と申者只今以持傳候此方家に罷有候。扱又身延山御普請奉行仕候三上藤兵衛末孫は只今三上藤右衛門と申候て是又當家に罷在候。福士右馬入道子孫は十二三代相續仕候處に子細有之跡斷絶仕候事。

此次え御代々御規模の趣御書付卷末え、

一 實長御子息は當家の先祖彦次郎實繼二男は彌三郎と計申傳候二男の末孫の由にて左近實重と申者當家五代遠江守政長正月元日祝儀列座の記録に相見得申候但二男の惣領筋か又其家別の者に候哉其段は相知不申候實長の御末葉世上に御座候由承り候へ共御山緒不奉存候相知候は承度奉存候事。

聖人より御答書之略記

一 彦二郎實繼公は御二代目と蒙仰候此度致進上候此方の身延類聚實長公以下の系圖書には一向不見候彼書のは此方の御苗裔と存候此度實繼公よりの御系譜致承知殊更實長公の嫡々統々我山我祖の大檀越の御末孫なることを始て致得心於此毎年末年始御尋の淵底殊に今般の御使者の段不淺欽喜無量に御座候。

一 御家士三上氏長富福士氏長忠橘氏光朝此三人の方實長公より普請惣奉行被仰付中にも橘氏は老躰にて是行の小脇指を被爲給候て此山中用要終被納此山候其孫行廣被乞還又行末の時無據與衆共に被入海中候歸陣之時鰐魚又含出之船中に入今其末甚兵衛と申方所持の段希有の事承難有存候三上氏は今藤右衛門と申迄相續數百年代の儀不相易と珍重の至候福士家は十二三代にて有故て斷絶す。

一 其御家甲劾より奥州え御下向の筋並其間違變の次第又八戸一万石御役料の儀其後重て國司顯家卿より爲忠賞七戸を政長公に被寄賜之事。

一 將軍義滿公前政光殿守行殿御取成を以甲劾の本領所々の加増地を被差上八戸え永御引込二万石右無降參の筋誠不勝感賞候此等の陰徳御末裔相續の基と被致愚察候。

一 政經公御代より八戸と稱呼南部は相止候。又但馬守信長公横笛名響の事又清心尼より陪臣の列に成候事又南部利直の領内遠野と申所に直榮公の代より今御居住の次第皆此山の由緒を思召一々蒙仰之件々後々此山にて實長公よりの難知事相知重寶之書此文庫に實長公の書と一に可收置と隨喜非限候又實長公此方嫡之

末孫之儀、類聚書の中に諸大夫迄は其御末葉歟、其外は正夫野家の類に今は絶果候底故に、御使者えも不語又不及對前候、御用捨以上。

依之御當家を實長様御嫡流に無紛と御決心被成、御崇敬の御志厚く被爲成、御當家御代々の御俗名御名號の御書付申請、朝暮御回向の勤行仕度由被仰越候に付、享保七年五月、宇夫方平太夫予名が七面山え御代詣御使者に被遣候節、御所望の御書付並先達て被仰殘候御由緒書をも被遣候、此時聖人平太夫え御咄に、先年我等聖人成御祝義の御使者西村氏に被贈下候晒布、御元祖日圓公より拜領同然と存、徒に着捨可申を恐れ二十五條の袈裟に仕立て、年始の勤行に計、着し常に着不申候、袈裟に仕立候餘りの切れを、寺中老若の僧共守りに仕度と申候て、細かに裁ち分致配分候由被仰、我等着用の袈裟見候て若狭殿被達、御聞給候様にと爲御見被成候、すみかちや色の様に拜見仕候此以後身延え御使者左の如し。

享保十六年十月十三日、日蓮聖人四百五十年忌御法事御執行の爲御知有之、御使者三上兵左衛門。

同十七年、日裕聖人御隱居の爲御知有之、御隱居、御當住日竟聖人え御祝儀被仰進

候御使者。

同年七月小笠原瀧見。

信彦様御代元文元年、御隱居御遷化の由爲御知有之、翌二年六月御悔御使者木村半助、延享二年日竟聖人御隱居の爲御知有之、御當住御名不知御兩所え御歡の御使者、同年八月日澤仁十郎。

義顔様御代延享四年九月二十五日、日圓様實長様御牌名四百五十年御忌御法事御執行之由爲御知に付、御使者馬場九右衛門。

一往昔は貴賤共に死人を葬り候には、火葬とて棺の上え炭薪藁を積て火を放し、晝夜番人を附け置燒之、三日目の朝亡者の妻子親類其場所え行、燒灰を搔分、涙ながら齒骨を拾ふ、是を灰寄と稱す。拾ひ集たる齒骨を土中え埋め候儀、時世の風俗也。御當家にては御尊骸を志和佐比内村にて御火葬に被成、御規式の御葬は遠野にて御執行ひ、御齒骨は大慈寺の御靈屋え被納置候處に、陽徳院様より以來御火葬なしに御靈屋場え御尊骸を御土葬に被成、御規式の御葬禮御龕の御燒場は多分裏町の背後と大工丁裏也、其場所え證の御塚を被築置候、予十歳前後の比は、松晃院様御龕

を焼たる跡の御塚一ツ、大乘院様、光徳院御龕を焼たる跡の御塚とて二ツ、是より外は無之候、三つの内松晃院様御塚は穀町上みの裏にあり、御兩人様御塚は裏町の背後にあり。

右御葬禮に付て老人の語傳候古説に、松晃院様御葬禮の時、御引導終て既に火屋え火を放す比、良の方より遽に暴風吹來り、黒雲起るや否や晴天忽ち搔曇り、其雲火屋の近所え渦卷押來り、天地震動して闇夜の如く前後を惘する計也、扱こそ魍魎が障碍を爲ならんと、御導師惣出家、諷經の寺院修驗は珠數を操立て惡魔降伏の呪文經文を高音に讀誦し、四門警固の武士御野送りの諸士は火屋の四方を固め、鍔太刀の鞘を外し白刃を閃爛し、関の聲を嘯と揚、眼に物見得ば逃さじと黒雲を守り居る、彼是の勢ひに恐れ候哉、暴風鎮まり黒雲も退散して忽ち以前の晴天に成候由、此御葬禮に不限昔の葬禮には魍魎の障碍度々ありしと也。

昔は魍魎の障碍度々有之候由、其時代魍魎に棺を攫はれたる導師は出家の大恥辱とて其野場より寺え不歸、直に他國え出奔仕る風俗に候由。

或人問て曰、魍魎の形は何様の物に候哉、葬禮を妨る子細は如何。答て、曰、貝原氏

の選書大和本草獸類の中に、魍魎は好て食、亡者肝、と書候得共、形相は如此と不記候故不知候、此文字獸類の部に見得候間、獸の類と被察候。

大乘院様御葬禮の時於御野御鷹七居足緒を解て放し候得ば、散亂して飛去る中に、日來別て御秘藏の御鷹二居、火屋の上を飛廻り炎の中え飛落て焦死するを見聞、諸人皆感涙に袂を浸し申候由。

大慈寺にも御靈屋三ツあり、右方は大乘院様、中は光徳院様、左に松晃院様御靈屋あり、觀照院様より以來御靈屋を被相止御石碑を被建置候、それより數十年を経たる間に段々御石碑の數多く成候故、松晃院様、光徳院様の御齒骨入候二ツの御箱を大乘院様御靈屋え御相殿に被遷置、御兩人様御靈屋は御破り被成候。

右の通御棺燒場の御印塚も御石碑も數多に成、當世の人さへ是は誰様御塚と慥に覺候人無之様に候、御石碑に彫りたる御牌名の文字は末世迄可殘候へ共、後世に至て分明に不存疑ふ人も可有歟と左に記す。

觀照院殿

御當家二十四代義論様

陽徳院殿

二十五代利裁様

壽量院殿ねからか義論様の御袋様北九兵衛殿御息女

常穩院殿 利哉様の奥様南部大膳太夫重信様御息女様

定涼院殿 二十六代信有様

線針院殿 御同人様の奥様山田大學様御息女

正中院殿 二十七代信彦様の先奥様七戸外記様御息女

清光院殿 御同人様の後奥様野田源五左衛殿御息女

本淨院殿 二十八代義顔様の奥様信有様御息女様

卒都姿の建たる土壇は、御當家二十一代清心尼様御廟所大慈寺の元寺場興光寺村に有之候を、近年御靈屋場え御遷し被置候、古説に清心様は遠野御城にて御遠行被成候、其子細は直榮様御境御巡見御用にて如恒例御手廻様共に遠野え御出之節、清心尼様御病氣御養生不相叶御遠行被成候、其比大慈寺は興光寺村に居住故寺内え御葬送の由申傳候、此古説虚實は慥に不知候得共、予按ずるに往古より遠野にて火葬の烟氣を早池峰權現忌嫌たまふ故、參詣人の穢れになるとして三月より九月まで火葬を堅く禁制仕る風説に候間、六月の御遠行故

御尊骸は御火葬なく御土葬に被成置候儀も可有之歟、御尊骸の御火葬場志和佐比内にも當地にも無之候。

圓明院柵の外に在り 信有様之後奥様

御家士中居金右衛門娘也。女中御奉公勤候内、奥様御遠行以後被召仕御子孫御出生に付、後奥様に御直被成候、本淨院様の御實母。

以上。

瑞應院寺内の御石碑

龜徳院殿 信有様之御實母様赤澤半左衛門殿息女

寒林玉英 利哉様御妾腹之御息女様御早世

以上。

一他所は不知、遠野の昔は三月より九月迄早池峰の神威を恐れ火葬を禁ずるのみならず、火葬の時節も此烟氣井中え入候ては水神を穢し冥罰を蒙るとして、寺院え近き每家井え蓋を仕るを予弱年の比見申候、是は神國の遺風遠き邊鄙の端々には今以遺れりと先哲の語りありとかや、又佛道の掟を守れば亡者成佛の菩提になると心

を堅めし古人は、永き別を悲しむ歎きの涙は溢せども、死躰の焦滅する火葬を見ても爲之聊悼み憂ふる氣色なく、十月より二月迄火葬にする時世の風俗漸々變る、末世の諸人は心弱く成候哉、死して心なき空虚の骸と成候とて恩愛の執着深き父母妻子兄弟の身躰え火を付けて焼亡し灰燼となる形相を見る哀傷の愁ひを忍ばれぬ心發り、元祿の末よりそろゝ佛法の作法を犯し四季共に土葬にする者一人出、二人出、世俗段々此風俗に推移り、火葬の烟は絶る世の中と變り候。貞享年中の比迄は、死骸齒骨を埋め置證の墓所に冥堂と稱し小堂を建るもあり、又石塔も稀にあり、建之財力のなき人は卒都婆を建、松杉ひばなど栽置候もあり、冥堂の早く朽て破るゝは亡者の成佛速き證據也とて、餘財ある人も態と粗相に建て、破れても復建直す事もなく其跡え小松小杉を植候由、予十歳前後迄古冥堂の朽こぼれたる木の端残つてあるを見申候。元祿の初比より冥堂は絶えてなく皆石塔を建、申候昔の石塔臺石薄く石碑も薄く長きを建候故、或は地震或は春土地の氷解る時節、石碑は臺より拔て倒れ折碎るも間多し、予弱年の頃は、寺院に建たる石碑の數當世の三分一程有之候故、廟所に空地も見得候處に、何の寺院も今は寸地の透間なき様に成候は

尤道理哉、我年をかへり見て考れば既に六十五六年以前の事なれば、其間に死だる亡者の葬一ヶ寺え何百人と云程なるべし、今より二三十年も過候はゞ、葬の場所なく往古の野葬水葬の風俗に立かへるならん歟。

一問て曰、何方の葬禮にも天蓋を附だる黄龍あり、遠野にては除之、青赤白黒の四龍計にて執行候は如何。答曰、御當家十三代河内守政經様御卒去の時於御葬禮場福師右馬之丞黄龍附きの役人横井久三郎え兼日遺恨有之由にて切殺し、其場にて自殺仕候に付御時節柄大騒動を仕出し候、無調法不輕に依て、先祖は實長様御代より被召仕由緒格別の御譜代家に候得共、名跡御立不被成家斷絶す、是より以來御當家の御葬禮御家中共に天蓋附の黄龍を被除候に付、直榮様遠野え御移、以後新參衆の家にて同然の由申傳之古説あり。

一問て曰、往昔遠野小友村に小松と云者あり、天性金堀候儀を好み、家業の作働をせず毎日しやくしを持って村中を廻り、目利の場所を堀候へ共一向不堀當候處に、極月晦日不圖影敷堀出し、其金を荷物五駄に認、上方え登候時、紀州高野山にて、南部御領諸人の石塔場所を大金を出し、永代に調置候故、遠野の人は不及、云南部の貴賤地代金

を不出、石塔を建候由申傳の古説あり、如何。答て、曰、予も其説を聞及候故、先年御石塔御用を仰蒙り高野え登山の箇、南部の宿坊遍照光院の役僧え右の趣を咄し、小松え場所御相對の比御取遣の證文等今以當寺に有之候哉と尋候得ば、當寺にては南部信濃守利直様御代、地代の御金を御出、御求、被成候場所を當寺え被預置候由申傳ひ、小松と云人調置候と申儀は一向不及承事に候と被申候。予尋候は、南部の石塔場に小石塔を建候地形の透間も無之様に狭、見得申候、此方の場所續に空地あり、其所え建候に成候哉と申候へば、あの空地は他の預り場にて當寺の支配には無之候故、卒爾に建候儀は不罷成候、乍去場所を致無心建候には、何程にても其石塔の入方金と同然の金を出し候へば相對仕事に候と被申候、予按ずるに小松が古説虚談には有間敷歟と存候、太守様御石塔場は御手前様の御用地計、御調、遍照光院え被預置候地形の引續に空地あるを、小松調置候にて可有之候、小松富人に成候て、盲人の甥を一夜檢校に執立て松内檢校と號し、殿様え被召出知行百石被下、加賀野丁惣門傍の屋敷に子孫被致相續候處に、享保年中松田小内と云人亂心にて自殺に付家斷絶す、甥を一夜檢校に仕候程の大富者に候間、善根の名を永く後世に残し可申と存、南部

御領諸人の爲、地代金を出し調置候得共、久敷事故今程高野にて不知様に成候は殘念なる事に候。予小友村の里人に、小松は何十年程以前の人に、金を堀候場所は何方と聞傳候哉と尋候へば、金堀候場所は僧ヶ澤と申所の由、今程小松子孫の家小友には無之候故、何程早き時代の人に候哉、不相知と語候。本朝寶貨通用事略と云書に、慶長十三年の比奥劾の南部より黄金多く出候處に間もなく不出と書て、金の出たる場所は何方と云事なし、若し僧ヶ澤繁昌の時の事を書出し候歟、遠野十二郷南部様御領に成候は慶長六七年の比利直様御代と云古説あり、右兩説を以て考候得ば、小松は慶長年中の人に、於高野山、南部御領諸人の石塔場を調置候も、此時代ならん歟と被察候。

高野にて遍照光院の役僧衆え尋候は、御當寺の旦那南部の外御高知の御大名様も可有之候、南部の家より寄附の御寺領有之様にも不承候處に、御門の冠木に双舞鶴の金物相見得候儀不審に存候由申候へば、南部様の外小笠原大膳太夫様、信劬の山村甚兵衛様など旦那に候、小笠原様よりは寺領百石現米にて御寄附被成置候、南部様より御寄進の寺領は無之候へ共、當寺にて公儀に引續く重き旦那に仕候、其子細

は當時に不限、一山の寺院中に御主人計、旦那にて、其御領内の四民は他の寺を宿坊に仕候も數多御座候、小笠原様は御主人計、當寺の旦那にて御領分の四民は他院の旦那に候、南部様は御主人も御領分の貴賤も皆押並て當院の旦那、且又御覽の通山門にも御祈禱堂にも、南部信濃守利直建立と彫たる板額其所々に今以懸置申候、彼是重き旦那と存、前々より南部様御代替の毎度御判物を願上申請來候、小笠原様御家の宿坊は、前々より行人派の寺に御座候處に、子細ありて當寺を宿坊に被成度由被仰入候得共、南部殿え不相窺、自分の御相對成兼候由及挨拶、南部様え右の趣申上候得ば、南部小笠原の先祖は兄弟派ソカレの家に候間相對仕、不苦候由被仰候に付、是より以來當寺を宿坊に被成、寺領を被附置候由津輕様も往前の宿坊は當院にて、護摩堂の板額に津輕右京亮爲信建立と彫たる額、今以堂に懸置候へ共、南部様え御不和に依て他院を宿坊に被成候由申傳候、南部御領内より參詣の衆當寺を早く見知候目印に、當院主代鶴の丸御紋御免被成、下度由願上候處に、願の通御免に付、門の冠木え御紋の金物を打幕、灯燈え双舞鶴の御紋を書き、御覽の如く晝は門より見ゆる表座敷の外え幕を打夕暮より臺灯燈を建置申候、南部様御代々の御判物、何も御文章は同

然に見得申候、當南部様より申請候御判物の寫如此に候と、爲見被申候。

南部領内至于士土民從往昔高野山遍照光院舊檀之契約無其隱故累代墨付依被競望任先判今度爲後代之支證差遣之候仍武運長久家門繁昌之祈念可被抽丹誠者也

南部信濃守

信應 御居判

寶永六年三月十九日

高野山遍照光院

此御判物、江戸櫻田御屋敷え使僧被爲呼、御家老中野吉兵衛殿と申、仁を以、御渡し被遣候由承及候と被語候。又問、當院の御寺領小笠原様の外にも有之候哉と尋候へば、當院の寺領往古より三拾石の御朱印知御座候、其外碩學の役料百石、彼是二百三十石に候、但碩學料と申候は當寺え永代附來る寺領には無之候、一山の中に當宗門の學力秀たる僧十人え、何の寺院えも其僧一代限に被寄附隱居敷、遷化の以後役料知は他院え渡り候由被申候、右寺領の所務計にも無之、紀菟様も御代々御宿坊同然に毎月御祈禱御頼被成候由、此御初尾料も不尠、事に可有之候、且又南部御領内より

參詣人毎年夥敷登山仕候由、それ故か寺内の様子殊の外賑々敷、内富に見得申候。當寺に逗留中、口中え入候へば、忽解候様に柔かにて見事なる水餅給候間、御當寺にて被成候御菓子に候哉、他所より到來に候哉と尋候へば、紀笈様より毎年公方様え御献上の御水餅當寺にて被成候、其節奉行の御役人被參餅爲搗候時、水の如く随分ゆるく搗き絹ふるひにて箱えとをし入、山門の二階え上げ爲水、其後堅横え曲尺を當て切分け又二階え上げ來春迄晝夜番人を附置自然と干堅め切めに鉋を懸け、切口え青紙を張、御献上被成候、其御殘を當寺えも被下有合候故、懸御目候様にと院主申付候間進候由被申候。

右遍照光院の儀、遠野の古事には無之候得共、小松が噂を記し候縁に因て書戴畢。一往昔寛永年中巳午の凶作は、前代未聞の大凶年にて人死多く、背負子の腕を喰たる母ありと今の世迄語傳候へ共、委細の様子不知は年數久しく隔ちたる故ならん。此奥に記す洪水と凶作の二ヶ條は、當時二十以上の諸人何も眼前に見聞て知たる事に候間、此書面を見る人は、無益の紙筆を費すに不及、義と誹判可仕候へ共、今より五六十一年も過行く後世の人え對し、當地稀なる凶變の分野を段々後の人え申傳よ

と其有増を書置畢。

一寶曆四甲戌年三月より立秋に至迄早勝にて、時々小雨は降候へ共、作毛を濕すに乏しく、諸人雨を願ふ、七月十九日、雨降初、二十三日迄の間晴日もあり、降日もあり、二十三日の夜に入、大雨降候へ共、數月早續たる天氣故、洪水の災可有とは思、五穀成就の恵みの雨と喜て祝ひの酒に酔臥高軒して眠る、夜中に諸方の山々崩、其崩より水夥敷涌出、て麓え土砂を推し流し、雨水え加はり川々え入候、故何方の川も洪水也。就中來内川の附所、栃木澤と云小澤の水、常は叢の陰に埋れ流水ありとも見へぬ、僅なる澤崩れ、大瀧と成、音凄く漲る水、來内川え推出し、二十四日の曉前大洪水にて、石倉丁川端の屋敷え寢耳に水と云諺の如く、家内え不意の水推入、敷板の上を流る、時目を覺し大に被致驚轉候由、前々も此川洪水有之候得共、小笠原十藏屋敷え推入候事無之處に、今朝は水推入、頼母様の御藏屋敷は中人の肩え届く程水高く、それより下えは彌水量増り、家内え四尺餘も推入、四戸伯友屋躰は不殘推倒可申と甚危く見ゆる。溢れ水向頬の屋敷々々え流れ入、風呂屋の前などは肩の上を越、程の水勢故、大手口の板橋並橋際の家二軒不殘會所の屋躰半分推倒し、中館十兵衛是川十郎

太夫土藏地形の底え水穿入^びて崩れ流れ、一日市町覺四郎酒藏半分欠崩れ、酒桶も推流し、新町上横丁彌七藏も半分崩れて流れ、往還の土橋も推流し、大慈寺門前馬場の並木も過半倒れ流るゝ。坂の下丁川端の屋敷えは、家内敷板の上より二三尺餘も高く水推入、山際の方の屋敷えは御城山より夥敷水推來り、門前の通り丁えは御坂より大瀧の如く流れ落る水と三方の水勢甚強く、坂の下丁と砂場丁境の惣門左右の柱根え水穿入、屋根共に砂場丁え倒れ臥す、其水先え砂場丁も山際の屋敷は山より推落る水加はり、向頬の屋敷え流入、其水新町の屋敷裏え推入、新町は來内川の推上、水落加はり、漲り流るゝ、水常福寺對泉院の門前えも別れ行く。元町丁も砂場より來る水と新町よりの別れ水加はり、丁を流るゝ、水の深さ中人の股え届く程也、下同心丁の家々も梁近く水押入候も有之由、西丁馬場丁えは稻荷山より流るゝ、水倉堀丁えは白兀道より流るゝ、水と門前の澤水落合、何も水災なきは無之候、御本城は兩所の御門番屋共に無恙候へども、大手の御門え向ひ左傍の土手崩れ走り、御堀數十間倒れ、其崩れたる所より水涌出、雨水え加はり馬場え落流れ、新田殿屋敷も門え向ひ右方より御成座敷の向ふ迄、尺の木際より土手崩れ、其水も馬場え流れ、兩

所の涌水新田茂左衛門門内え落て、畑を傳へ黒波漲り來内川え推落る。此外御曲輪の屋敷何も所々崩れ走り、崩れめより水涌出、來内川え流れ入、大手搦手の御坂にも大破多し、此節御家老衆並坂の下丁より下筋の御役人衆は、御城廻り並所々水防の下知に被出候へ共、來内川の洪水にて川向の通路絶候時節、早瀬川も洪水にて鶯崎の水門危く見得候由、上御同心より御勝手方澤里又右衛門え注進仕候へ共、石倉丁より上筋には御勝手方中館儀左衛門澤里又右衛門より外に御役人無之、且又儀左衛門は當番故遠所えの他出成兼候に付、五分一金御取立の假御目付田中三右衛門と又右衛門並石倉筋の諸士、上御同心御町檢斷共、人足召連、追々鶯崎え走着候比、水門破れ懸り、河除の土手道え水推上げ、上同心丁と三ヶ寺の方え水先き向ひ、水勢強く、土手道も段々欠崩れ甚危く見得候故、御町より繩俵を持賦り、土手道え土俵を並べ候へ共、推流し、水先益御城下え向ひ難防に付、近邊の柳を伐て防に用ひ候へば、葉の透間より水漏て押へ留め不申候故、手寄の御山にある雜木常福寺々領鶯崎の山に被植置候杉、欠ノ下稻荷山の杉を伐、逆、茂木に引並べ置候得ば、是にて川向の方え水先をはね出し、御城下えは不參候、此防不叶は御城下え推來り、來内川え落加は

り、水難の災を遁るゝ所は不可有、此水、川の那方は新張表の田畠え推上げ、一面の水と見得、川の此方は上同心丁町、同心丁え推入、其水穀町裏町一日市町、大工丁えも流れ入、欠ノ下丁、下小路丁、東丁も去る、享保年中の洪水程危き難儀は無之候へ共、多少はあれ共水の不入、屋敷は無之由。此洪水横田計にあらず在々の川も洪水、就中附馬牛村の内荒川近邊の山崩れ、二三十人にてても容易難動、大石數多脱出、崩より水涌出、土沙を川えも田畠えも推出し、當作毛は不及申、田地の損亡出候由。今度の洪水は古老の申傳候山洪水と申にて可有之歟、上郷の川々早瀬來内川の水、猿ヶ石川え落加はり、下同心丁の外より宮の目倉堀え推上げ、田畑の境も不見得、一面に水流れ、愛宕岩の下桔橋の釣木えも水ひたゝと届き、甚危く見得候處に、橋は不思議に不落、前後の築地所々崩れたる計也、此外上下郷の橋大小不殘皆流申候、猿ヶ石の川水、綾織、鱒澤え流、行間にも澤水、小川、小堰の水段々加はり、水勢彌増廣大に成て、川近邊の家藏數軒流候由、御城下近所より下郷は、大方稗を蒔り川近き畑え立置候は、不殘流れ候由、兼日水練の心得ある者共、川岸を流るゝ稗色々の家財、屋財、木など掻よせ掻よせ取上て、思ひもよらぬ得とりて喜賦るもありとかや、吁惜哉、川邊の田畠は云に

不及、溢水の流行たる稻、粟、大豆、小豆は根ながら抜けて流るゝあり、水淀に残りたるも泥水に浸り、又泥土の中に埋れ朽捨る。此水災にあふ百姓は、春より近日迄若干の辛勞を徒くして、穂の上の餓死と云は是ならんと悔み歎き、地頭は當秋の年貢を失ふ不幸の愁を得たり。今度の洪水は遠野計にて、他郷に洪水の災難なし、猿ヶ石の川下田瀬村の川廿四日申酉の刻急に大洪水して、色々の家財、屋材、木、大小の樹木、亂麻のことく水面に浮流るゝを見て、遠野の大洪水と察候由。去る享保七壬寅六月二十四日の洪水は、鷺崎の水門破、早瀬の川水、御城下え推來り、來内川え落加り、御城下の大洪水、直榮様八戸より御引移以來の珍事と、其比諸人語申候。當年は早瀬の水門不破、推上水計にて來内川の水計に候へ共、御城下の洪水先年より水量四尺餘高く見得申候。享保七年より當年迄の年數三十三年に下り、六月七月と月は違候へ共、同日の大洪水は寔に不思議なる事に候。

右之通山崩れ水邊の天災にて損毛の田畠、御改被仰付候處、御藏詰所合二千二百三十九石五斗四升内、四百八十二石九斗七升永代捨り、千七百五十六石五斗七升當毛無、如此盛岡御城え御書上被成候の由承候、此水災にあはぬ田畑は何も能、且又近年

打續豊作にて米穀の直段下直故、世上の騒きは無之候。

一同五乙亥年二月より秋迄、東北の風交々不絶吹て雨しげく降、不降日も天曇り日の光を見る事稀なる故、土地の乾間なく、山畑砂地の畑もやち田の如く泥滑、農人は簞笠に茸を生じ、耕耘に力を勞す、土用中も冷風に雨交り暑氣薄く、終日帷子を着たる日は二三日ありて、給綿入計、着し、老人虚人は夜中厚綿の臥具を襲しても、曉は冷氣に目を覺す、如此甚不正の氣候故、七月下旬稻の穂稀に出候へ共花見へず、わせの粟、稗も一穂の中に實のり候は十分一程ありて、全鉢青く例年より若く見得候間、日和に成暑氣さへ來らば大概の作毛に成べしと、折角待居候へ共冷氣募り、八月十六日、十七日朝霜降、御城下より上鱒澤の邊迄は強く障候様には不見得候へ共一座痛み申候、御城下より上は強く當り申候、上下郷共に山近き所は多分青絶に成候由、三御代官訴申に付上下郷宮守佐比内え檢分の御役人被遣候處に、彌大凶作と見届候に付、盛岡御城え御書上左之通。

口上之覺

拙者知行所遠野當年不作之上、去十六日十七日兩曉之霜にて、田は青絶種分も實

り兼申由に御座候、畑は三分一も實り兼可申由に御座候、依之檢分の者差出候處、相違無之相見得候段申來候、此段御訴申候、以上。

八月二十六日

八 戸 彌六郎

一過し昔の元祿八年、同十五年は、寛永年中己午以來の大凶作ならんと、其時世の人は申候へ共、當年は猶彌増の凶作にて、亥子丑の三ヶ年、上下の諸人一同に、地獄え片足今世に片足跋扈り、漸く危き露命を存生たる大困窮の分野を、有増左に記す。

一田は五月二十日前後より六月中旬迄植、九月末より初霜、霜月始迄、苧申候、綾織村も岩川稻は三分一程實入、晚稻はしゐな計にて實不入、上鱒澤村新張表のこやし不足の堅田計、三筋と云稻は三分一程實入、其外は綾織と同然也、上郷は横田村の太田新里村の宮ノ目、糠前村の千苧田の早稻は三分一程實入候得共、種粃に可成、稻は稀にあり、此外の村々は實入候様に見ゆる早稻も、一穂の内に二三粒あるなし也。猶更晚稻は一粒も實入たるは無之候、わらも用立様に不見得、故過半馬屋え苧入申、少も實入ある稻をはせに掛置候も、雨しげく且又十月十四日洪水して川近邊のはせを被推流候もあり、此水難なきはせの稻も不乾故、生々敷稻をこき

候へは、しみな勝りの粃一束より小柵一升前後出候を、するすにて挽ゆり板え懸候へは、實入候は汁椀の蓋にて一ツあるなしの内、多分折碎、粒米は稀にあり、其米の形例年より細かにて色青く、中程にくびれあり、それを柵にて搗候へは碎て粉に成申候、蒸米にしてするすえかけ候へば、碎は劣候へ共是も柵にて搗候へば碎候故、何も柵も不當、挽臼にて粉に挽て、稗粥え交或は團子にして食す。例年よりしみな柔に候故、粃共に挽臼にて粉に挽碎申候。わせの糯稻はうる稻より實入候もあり、するすにて挽うる稻よりくだけ劣候へ共、柵にて搗候得は碎け申候、それを餅に搗候へば、一向ねばりなく、ねれ合はず、齒もろく味不宜候、強飯にしてもねばりなく味不宜候。

一粟は、横田より上鱒澤邊、しげた赤粟、白粟等の早出のあわは年柄相應に實入ありて、一束よりかつさ小柵にて二升程、上郷は一升の内出候由。

一稗は、横田より上鱒澤邊は、かつさ三升二升五合程出る、上郷は二升の内出る、遅き稗は上下郷共に實不入、糠計にて稀に實あるも芥子の如く細かにて、粥に煮てねばりなく白湯え砂を入れたる如し、挽臼にて挽碎き、粥にすればねばり少あり。

一大豆は例年の五分一程出候へ共、粒細かにて種大豆の擇屑エリクツの様に見得申候、然共味噌には成申候、遅き大豆は霜に當り實なし、小豆は霜道に無之、畑のわせは實入候へ共粒小し、遅き小豆は實入なし。

一蕎麥は、霜道に無之、所は年柄相應に實あれ共、稜カマ高く粒細か也。

一大根も例年より散々悪敷候へ共、所に依て年柄相應也、乍去駄數は以の外減申候。一うり茄子きふりさゝげとうからし等のさゑん物も、冷氣の雨勝り故熟し難く、漸々朽て種に取置くは稀にあり、就中たばこの種は一向なく、子の春さゑん物の種不自由に候。

一粟はしはみの類も實入あしく、商賣にも不自由物に候、梨子は何方も多くなり候へ共、例年より味うすく不宜候。

一米穀の直段、八月十一日は米二貫八百文、粟四十二文、大豆二十五文。

同十六日の朝霜に依て、今日は米四貫二百文、粟六十五文、大豆三十二文。

二十一日より以後、毎市段々高直に成、極月二十六日諸色直段、古米九十文、同白米百十文、新米八十五文、古粟九十二文、新粟八十文、大豆五十二文、小豆七十五文、大豆

四十五文、小麥五十三文、蕎麥四十五文、稗四十三文、こぬか十七、八文、ぬか五文、稗ぬか六文、めのこ二十八文、きらす十二文、千葉三十文、大根一本四五文、わらびの花六十五文、味噌百文に六百め。

一 御藏御物成米百三石六斗四升四合 永代荒當毛無差引

百一駄三斗一升五合 志和佐比内村御納米

二千三十七石三斗七升 當毛無差引

三百五駄片馬二斗五升九合 上下郷宮守村御納米 内四十六駄餘未進

御納米合四百六十駄片馬一斗六升五合

去戌の年以前は、大概二千七八百駄程出申處に、當年は右の通也、御家中も准之、又一向無所務の衆もあり。

一 子の正月十一日、御藏米御拂直段一駄八貫百五十文、市商賣は古米七貫三百二十文、新米五貫百六七十文、粟百十文、稗三十八文、餅米八十五文、大麥四十二文、大豆五十七文、小豆七十文、蕎麥四十二文、此以後段々高直に成申候。

一 右之通田畑え凶作米穀の高直に依て、霜月中旬より諸士在町飢渴人段々訴出、翌年

夏迄御救の穀物被下候人數の内、諸士御足輕を除き御手當の惣人數、盛岡御城之御訴御書付之略書。

拙者知行所先達て御訴申候通、去年作毛不熟に付、及飢渴候者手當仕候覺

一 横田村之内 四十二軒 但三歳以上男女二百七十四人

一 毎村 同斷 同斷

一 六町 同斷 同斷

一 職人 同斷 同斷

一 修驗之内 同斷 同斷

一 八戸勝之進知行所、附馬牛村、東禪寺村之内

同斷 同斷

軒數ノ千二百三十四軒

人數ノ七千四百七十七人

右は、申出次第一二ヶ月分宛之食、追々相渡候人數に御座候。

外在町にて飢渴人共え施行仕候、九人え面付施物之諸員數御本書に有之候得

共略す。

一 何町

一 何村

穀物ノ百八駄片馬六升五合

錢 ノ九十六貫二百文

鹽 ノ二十六駄片馬一斗

右之者共此節施行願出候間書上之通申付候併去年末秋より龜食用候故にも御座候哉病死の者多近日は別て衰候者相見得候由知行所役人共より申遣候間猶更手宛の義申付候此段御訴申上候以上。

五月十八日

八 戸 彌六郎

右の飢渴人共え御救の御米雜穀合九百十八駄片馬餘被下置候由然共己の三月上旬宗門改に死三千九人有之と承候其人數の中に飯料不_レ乏_レ常に替らぬ食物を喰て實の病にて死たるを大概五百人と積り其外二千五百人餘は御救穀の外に自力を以食物を求め兼食攻にせらるゝ凶年の強敵を防く術盡果_レ亡命仕候にてあるべし

又今日の餓死を苦しみ父母妻子を捨て我身計行失候もあり妻子諸共家を立退行くもあり彼是亥の暮より丑の三月上旬迄行衛不知出奔の男女合四百九十四人死馬二千疋餘あるの由餓死の員數に外れ活殘る諸人も九死一生の危き命を漸く保つ辛き苦みの煩襟を察すべし。依之子の春諸百姓渴命を苦み舊冬少々心懸置候五穀の種を不殘食盡し田畑の蒔付け成兼候者多し種物の貯ありても乏食に勞れ歟をふり上る力なく日來一日に仕候働も三四日にやうやう仕廻候躰ゆへ蒔付けたる計にて其後手入不届一向捨置候者も多し。又今日の餓を防ん爲ふむ足もとは弱けれ共杖を力にして野山え出草木の根葉を掘摘に暇なく垣内の畑えも不_レ手入捨置者もあり。去秋は粟稗長立ゆへ種麥持候者も時節より遅く蒔猶更種の貯なくやうく求候者は彌遅く蒔生出薄く精氣弱き麥苗え當二月の大雪にて過半朽前々百蒔候畑より三十束計蒔殊更實入不宜升めも不足故秋の穂物出候迄食物中絶可仕と諸人歎き申候扱秋に至如年年手入を能仕候者の粟稗は蒔數も前々より十も二十も蒔増升めも餘計出候由是は一ヶ村に一人二人あるなし也又蒔付け候ても手入れ届兼やうく一番草を取候迄にて作割計仕候粟稗は蒔數例年の半

分程升めも一束より小升かつさ一升五合出候を上出来と申候、蒔捨置候畑は、雜草野山の如く生茂りたる中に交り、日影もしかく、當らぬ粟稗も、年がら宜敷故、去秋よりは實のり能きを、少も色付候穂を擇み切取食し申候、大豆、小豆、蕎麥、大根等も、蒔付け置き候は手入れ相應に出申候。

田は當春種粃の萌出散々にて、用立不申後漬の種も不_レ宜、苗不足故他領他郷より商賣に來る苗を、早稻、晚稻オシタの無差別買求、手入疎略の田え追々植候故、秋の出穂不_レ宜、例年より蒔數升め共に不足には候得共、去秋に比較候ては宜敷故、御藏御納米左之通。

- 一 六百十駄片馬八升三合 上郷
- 一 六百七駄一斗七升二合 下郷
- 内 上下郷未進米百八十九駄餘
- 一 百九十九駄片馬九升四合 宮守
- 一 二百十四駄六合 佐比内
- 合 千六百三十一駄三斗五升五合

一 御城下近所には、田畑共に荒地は見得不申候、其外の田地、地主餓死出奔仕、一向鋤を

不入荒地多き故、檢分の改人諸村え被指出書上候趣、盛岡御城え御訴書之寫。

覺

一 高一万二千七百十二石八斗七升四合

内

荒地四千九百六十六石八斗二升六合

右は去秋作毛就不熟種粃不_レ宜爲致交易候粃は土地相應も有之、當仕付成兼候高に御座候外、仕付相濟候田畑共に人力薄、間々不手入に御座候間、猶又所務相減申候以上。

閏十一月十三日

八戸 彌六郎

此書面の外、世間困窮の様子難及筆紙事に候得共、大概の趣別書に記し置畢。

此全部三冊に記す書面の外、見聞たる古事數多可有之候得共、天性記憶薄く、且老老の物忘、思案の氣力衰ひて、心に浮ぶ雜々のみ書集め置、草稿のヶ條前後の列を分改る勞れを倦く思ひ、其儘寫之畢。

遠野古事記下終

中道等校訂

昭和三年十月二十日印刷
昭和三年九月廿一日發行

南部叢書第四冊
不許複製 (非賣品)

編纂兼發行人 南部叢書刊行會

代表者 太田孝太郎



東京市芝區金杉新濱町十二番地
印刷所 單式印刷株式會社

代表者 和田助一

發行所

盛岡市中ノ橋通・盛岡銀行俱樂部內
南部叢書刊行會

216L/68

72





